尾張名所圖會

前編

三

常陽津知村秋永與七

尾張名所圖會巻之三

目録　愛智郡

熱田
熱田大神宮
日本武尊宮簀媛命に別と告の図
御神詠和歌
師長公琵琶の祕曲奉納の図
信長公出陣の図
御本社正殿
土用殿
神位
摂社
四疆の神門
八疆の鳥居
不實梅
一の鳥居の図
蓬莱
雲見山
楊貴妃石塔の址
例祭
踏歌の神事の図
御的射の図
印地打の古図
祈年祭の図
舞樂の図
端午馬の塔の図
神寶
享禄の古図
御神馬飾皆具の図
神領
大宮司及び社家歴代の畧傳
神宮寺
下馬橋
中森
秋月院
圓通寺
泪川
南新宮
大福田社
日割御子社
大山車樂の図

帝國文庫
福井藏書

熱田　愛智郡此うち有此くさなる郷名なりて和名抄に厚田とかきたる余れ古記ニハ皆熱田の文字を用ゆ元年縁起に社を刮め草剣と遷しちんく衆議し其社の地を定めしに其地楓樹一株ありしが自然に笑怪し水田の中に伐倒入光燭消ずして田粮あつりけるバ熱田と名づけしうにたるとり

正一位勲一等熱田皇太神宮　景行天皇四十年七月東夷皇命に叛きしうゞ皇子日本武尊小碓尊又の諱名日本童名おきなく身丈長一丈力絶く鼎を挙げたまいしうゞ雄略乱まして容貌魁偉神なる奇謀を以て川上梟帥と云者と数しうゝ先に熊襲を討ら給ひしうゞ日本武と名づけ中勅命を奉ゞたまひて十月沖首途うてまづ伊勢大神宮にまゐで齋宮におちけ給ひ倭姫命より天叢雲の神剣と燧嚢とを授と得て尾張に渡と給ひ氷上の里今知多郡大高村あり而て建稲種命此時妹宮美媛命と寵幸し給ひ逗留ひしうゞ後會を期して東行し駿河國に到て給ひ小山徒狩猟に事よせ野火を焼殺しまらんと謀りてすでに危ふきとしが彼神剣自然と抜け出て曠野の草を薙掃ひ又燧嚢の口ひらけ甚大還て賊徒を焼き亡ぼし尊ハ急雑

を免れ給ひぬるとなりて天叢雲の名を改め草薙の神剣と奉りかくて常陸陸奥等は夷賊征伐早く信濃坂を越え尊ハ宮簀媛命と家に淹留し給ひしうゞ別まに降る神剣を媛の許にしばし我国京せば必汝が身を迎へん此剣を我家のもとにとゝめおきたまひ給ひ徒行りおもむき近江の膳吹山に悪神を退治し給ひけるに其神化して小蛇となり御道に横ふ尊又ふみて過させ給ひしうゞも山神毒気を吐きけるゆゑ沛然乱まに降る変り伊勢に移り給ひ能褒野にて御病革くなりまとバ武彦命をして　天皇に事せんと奏して竟にかくなりぬ御年三十之　天皇悲しみて哀を絶つる限り群卿百寮に仰せて伊勢國能褒野に納め奉らしめ給ひしに白鳥となく大倭國とさして飛行琴弾原に留る其所にまた陵を作らしめられバ又飛く河内の古市に留る其所に

日本武尊宮簀媛命と一別の時
形見に寶劔
を授たまふ
圖
文集
東征東服
西伐西来
桓々威武
四方維宜
帝子孝兮
是庸不疑
蝦夷奔駭
熊戎夷夷
丕顯厥烈
帝勲詢熙

山縣周南

陵と定められしこゝぐ白鳥又飛て天に上りぬ仍て三ッ社後に
て宮簀媛命に約ふ遠ハ後猶神床をもりて翌四十一年
建稲種命と共に議て神社を此地に幷創し神劔を鎮座ま
さしめ給ひぬ故に建稲種命の裔孫尾張氏の人々斎き
祀りて熱田大神宮と称し奉る　日本書紀古事記舊事紀古語拾遺神皇正統記元亨釈書集

寛平縁起等を参考して畧抄す神徳の威霊おそるべきかな古今此書籍ハ
のせる所千百をれ〳〵ものふべしその一二をいまゝ奥福寺此一和尚法維摩會の講
師を年ごのぞみくあるりるにたるべき性延らく法にこれくんくおもひ数きに
たゝくる寺門を退去し東國に行りしに熱田の神社ふまでるるにいやしげあるに福宣
のお来りていふやゝ汝怨る事なりて本書を与うるゝ汝彼講師の法衣
帝釈の札にもりて幻性延一和義撰記理とあるなるバ憂念をやして寺に帰べし
我ハ春日山此老翁なりとて失せ給ひぬ撰集抄及び春日験記中に見え元亨釈
書にハ壹和彼講師を祥延に換され憤を発して熱田の神祠に隅まりを社に禍福
吉凶をなしに次げるに亟て天帝此事を聞て天帝此筒に維摩講師を記せる祥延先に行て壹和
沼を取て〻に記せり○因書に釈性蓮至孝にして母の老骨を抱き高野山に収り
むして熱田に参りるが神祠此けが見んるとと忌嫌て南門の例に寓てそ〻るにを夜
大祝の夢に大神告給ふく今我に与賞ふ孫答と致せ〻作せる見るる祝神中と
尊ゆるに文よ人あるに門外に性蓮一人あるれば祝此伝へ〻あるて答鏡をとをあける
〻見て沙石集ふものにてまきしく此事を外宮がかりに記せり○仏足碑
記支橘後紀十五歳中て尾張国に紀一南ふにて南社神拝しるが大宮司先考

考ける必や是くお逆ひりるを國司を礼と怒て後く勘当してゆまられば大宮司伊
社に参りて奏るハ此事我願ふ行ずず大内弟の伊和之面司と罵せる後へと念ド
けるに昭彼示現一給ハくむ一此宮に後個と法行て法華経をて我に法楽せんと
ヒ仕ひりうりて波信に水ちぜ迦梯らひてうバ怒りにたゞず今面にまれりうて
を撃と設すをバ我力に及バ後裔の後身あれバ一つと各の見ると告給ひるす
後世絶お清比岐波の毛原新の貴お集及び史法捨を面法に見ると○義久兵乱の時南面
の位人乱とけて資財雑具を撃人社改に集て居る中に新の彼志或ハ羅探に紛る
もる者もあるを神宿制一を大神と下一を手を伊外楽を奏して　外面を顧ひる
小我氏國に天下るるハ万民とをてみたすんあせいまむべるすを伊法宮ひるを見バ
人々陸奥掲作せ一ら沙石集に見るるり○　十訓抄に吹玄隆の大伯殿尾張国にお
ハ一まけ付夜く熱田宮に糸参ひるるり七日法ける夜月の隈るりけるに路望をひきす面
して顧今生世俗文字業ならふ朗詠を参給たるれバ宝殿殿一ゆるぎるり世の末るをぶも
遥と極ひぬるバいとめでるきるり也と見て孫平盛衰記平家物語に此事をのせて大外
示現すくして伊法宮をて行ひ一に去給あるりて祈念せるを見れバ感恵まく
神助にるりて陸軍をるり一り　安土創業録信長記撰見記ホに去せるるるの余　夫験ひ
ア事る基多一と之
ぐるけるを累す

御神詠

玉葉集

桜花ちりぬる後ぞよハ松のみどりの春を新まむ

こゝハ熱田大明神の詠歌なるべし昔彼社の大宮司尾張氏代〻なり来りけ
る氏に尾張貞職の女の名を松とけるる後京季兼に去〻〻て季能をもあ
りてこゝ来今になえ侍るにより彼季能こゝ大宮司ま

師長公
大宮へ
琵琶の
秘曲奉
納の圖

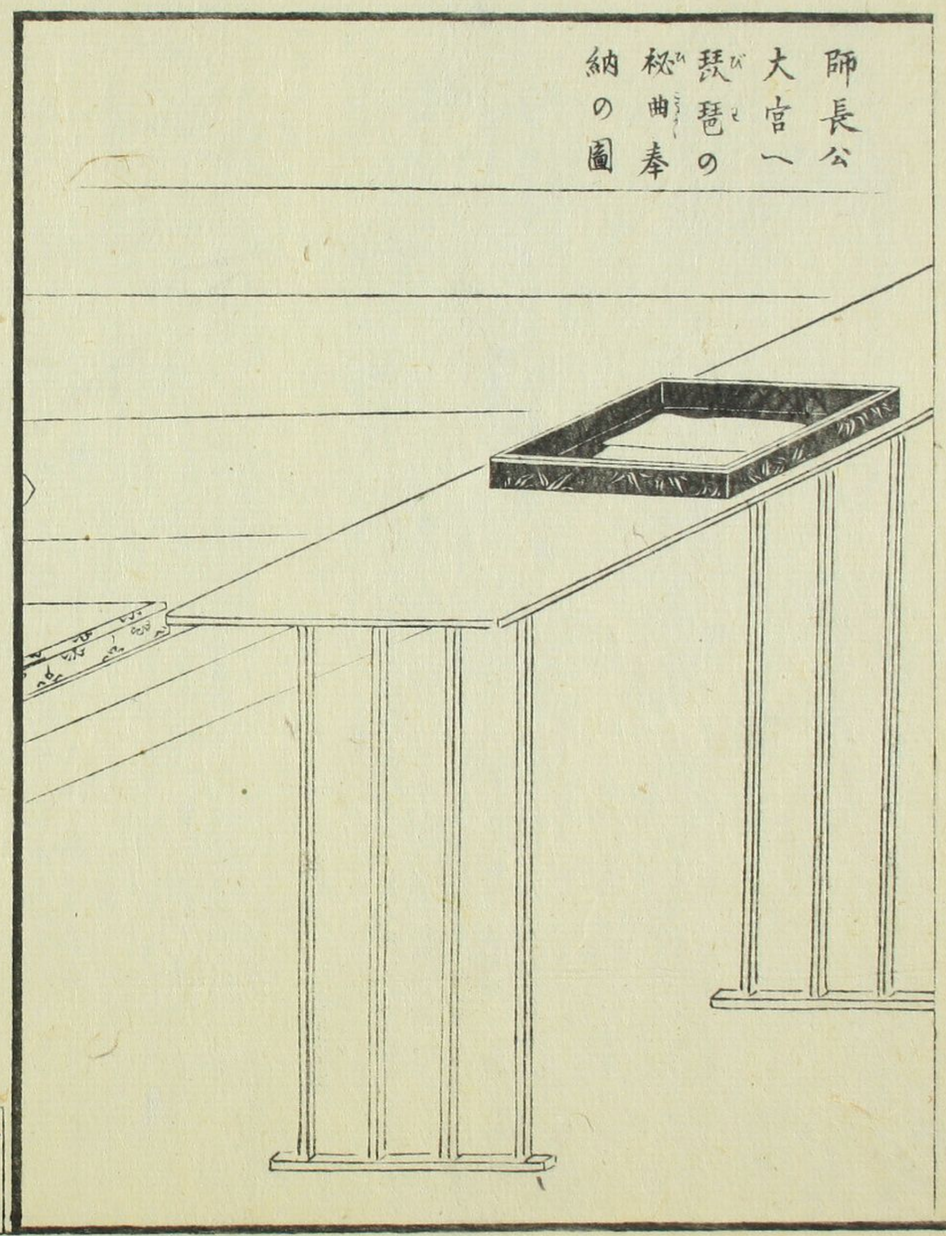

信長公出陣の図
桶狭間合戦記及び白華隠者尾張雑記ホに信長ゑ来宮せ〜まるに林色の帷幄儀まくる男一人鎮皇門の側に彷徨すゑ彼ハ何ぞの者ぞと問せ〜まるまハ某ハ義今村の者ぞて所新ありて日来ていれが今日ハ合戦なる今〜兼て死おれ〜ヤ合戦ハ如何と問まるれば吾疑ひ勝せし若ける顔色尋常ならず思ハまるれハをく石者素性と尋ねらく〜に某ハ甲斐の武田の家人なるが加賀ちが主幼年少て後見の大家ちの中ちよりてわ〜ゞ男色のヲにつのり今川家ハ近習七人〜争論〜さ四五人と討ゐ後行とまて参多形義今村に張を名を素ホ高角と後ゆ〜とヤす信ちさ行ば義元及びを夫人と能知ってん汝ちり〜ヤ勝利と思ひさせよ〜番後行ろ〜ハ事
鎮皇門
三ノ五

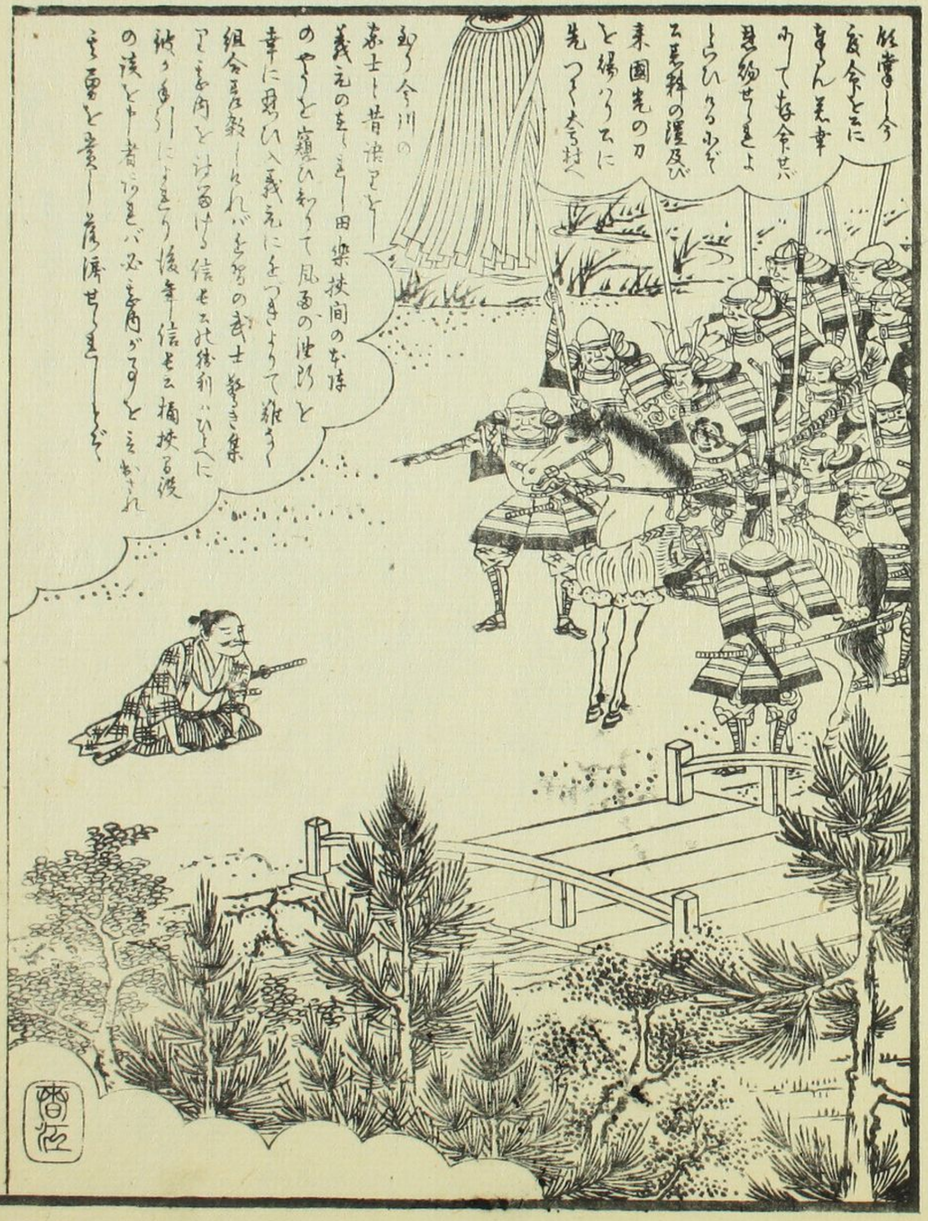
然當〜今食命とに事ん義事ゆて海命共ハ是絶せまよ〜ろひ名ゆゑ
ゑ義科の濫及び来國光のヲと場ろゑに先つく大ち村へ
動ろ今川の家士ト昔後ゑを義元の主〜ま〜田楽狭間のなほのやうを窺ひ初て風雨の世況と幸に勇ひ入義元をつきようて雑ろ〜組合を数〜れれ〜を家の武士撃き集ゑを内と計ゐける信ちゑ此後利ひ〜に彼ろ勇ひにを〜り後年信ちゑ桶狭ゑ後の後ヤ者ゆをハ必義ゆヲとをれを事と喪〜義厚せまを〜ちぐ
酉沽

新拾遺集 慈果るゝの者こゝにぬ限とはかゝまてこそハ人よ与まゝまゝ免

これハ熱田の社にまてはるゝ社宮のはゝゝ

御本社正殿　延喜神名式に熱田神社名神大と記せり祭神五座よして中殿に　日本武尊西殿二間に　天照大神　素盞烏尊東殿二間に宮簀媛命　建稲種命を祀せり　神名帳頭注に大宮ハ日本武尊東　素盞烏尊南宮簀媛命西　伊弉諾尊北倉稲魂中央ハ　天照大神也とあるハ正殿の名称とゝまハにして本宮及び坂社此地方とゝゝゝ混ずへゝゝ

土用殿　正殿の東に並びて草薙の宝剣を安置に　日本書紀の景行紀に　日本武尊所佩草薙横刀ハ今在尾張國年魚市郡熱田社と記し古語拾遺に草薙神剣者尤是天璽自　日本武尊愷旋之年留在尾張國熱田社外賊偷逃不能出境神物霊験以此可観然則奉幣之日可同致敬而久代闕如不脩其禮所遺之一也と見えゝり

○外賊偷逃とゝゝハ日本書紀　天智天皇七年の春に是歳沙門道行盗草薙剣逃向新羅而中路風雨芒迷帰とゝ同

書天武紀に朱鳥元年六月戊寅ト　天皇病祟草薙剣即日送置于尾張國熱田社と記せり凡此神剣ハ日本三種の神器の一にして神代より　帝王ハ伝承ゝ　崇神天皇ハ沛守伊勢神宮に寵ゝ給ひしより今ゝ動ゝゝ代宮に伝ゝ座ゝて永ゝ武尊に給ひしより　景行天皇の伝守　日本皇國の守護ゝ奉せ給へゝ

○渡殿　釣殿　祭文殿　廻廊　拝殿　勅使殿　拝殿の南にあり直會殿と号すむゝハ毎年二月祈年祭十月新嘗會にハ勅使参向ゝゝ　神樂殿　海藻門の内にあり年日も巫女式所に出張て神樂を奏す　神輿舎　法皇門の内にあり　寶蔵　女社の西にあり　舞臺　勅使殿と拝殿の間　楽所二宇　舞臺の東西にあり　神厩　海藻門の外にあり　御饌殿　回上　橋　法皇門の内にあり　神庫　春敲門の内にあり　透垣　勅使殿の前にあり　政所　法皇門の内にあり　折南杜ハ仲哀天皇の　考廟ゝ　古ゝゝ殿造ゝ廣大なる境地を為ゝ函ゝて千年外の老樹蒼然天ゝ侵ひ雲霧ゝ合ゝゝゝゝ式表ゝ来ゝゝ宿ゝハ絶て叢汁の汚穢を掃ゝ

熱田大宮全圖

其一

西鳥居
供御所
井

春敲門
文庫
弓矢塚
不実梅
海藏門
神馬屋
馬繋
山王
姉子
今彦
水向
日永
吉食
下馬鳥居
御書石
茶屋
下馬橋
神宮寺東門

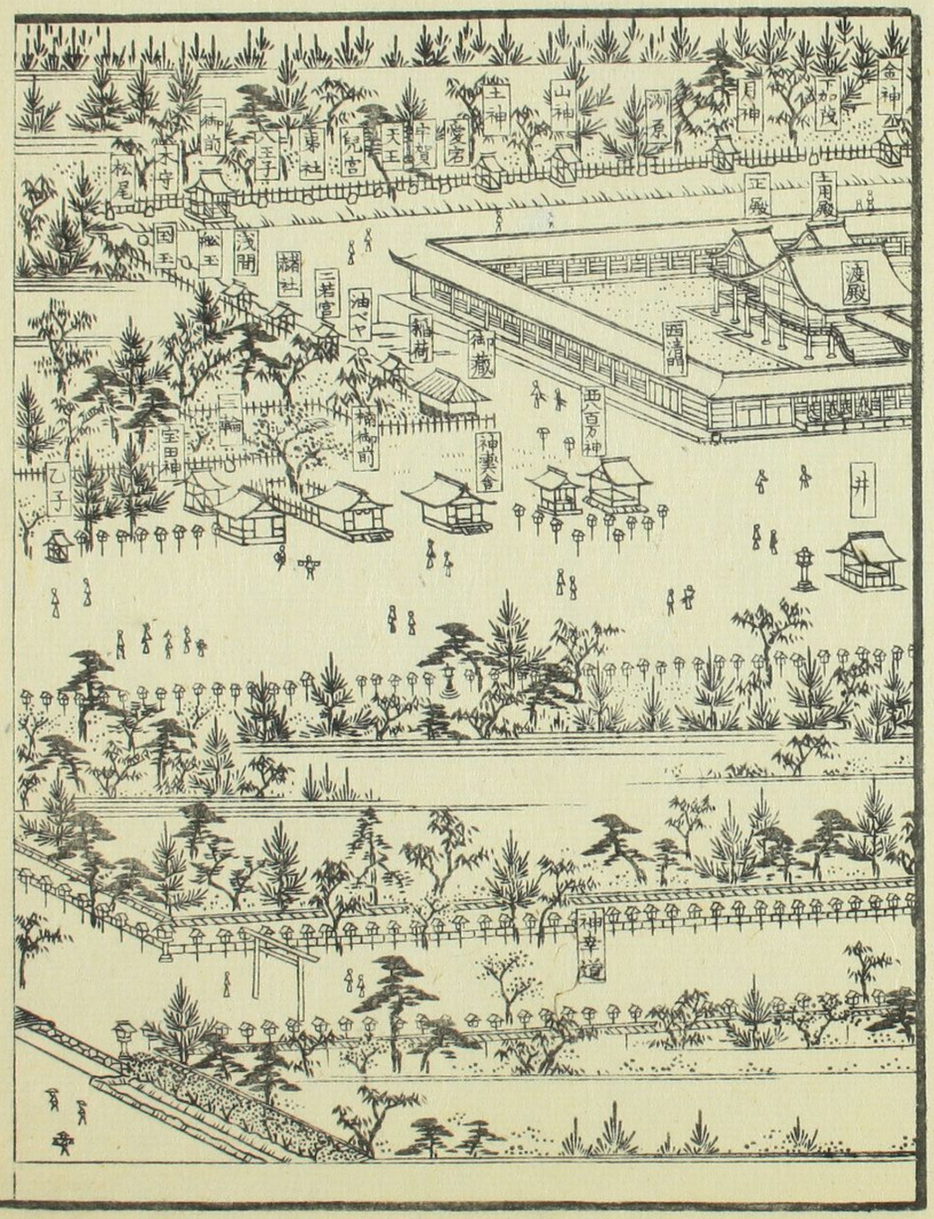
金神
月神
山神
洲原
生神
天王
愛宕
紀宮
東社
王子
御前
松尾
木守
国玉
浅間
三若宮
油ヤ
稲荷
稲荷前
神楽食
宝田神
乙子
正殿
渡殿
西清門
西八百万神
井
神幸道

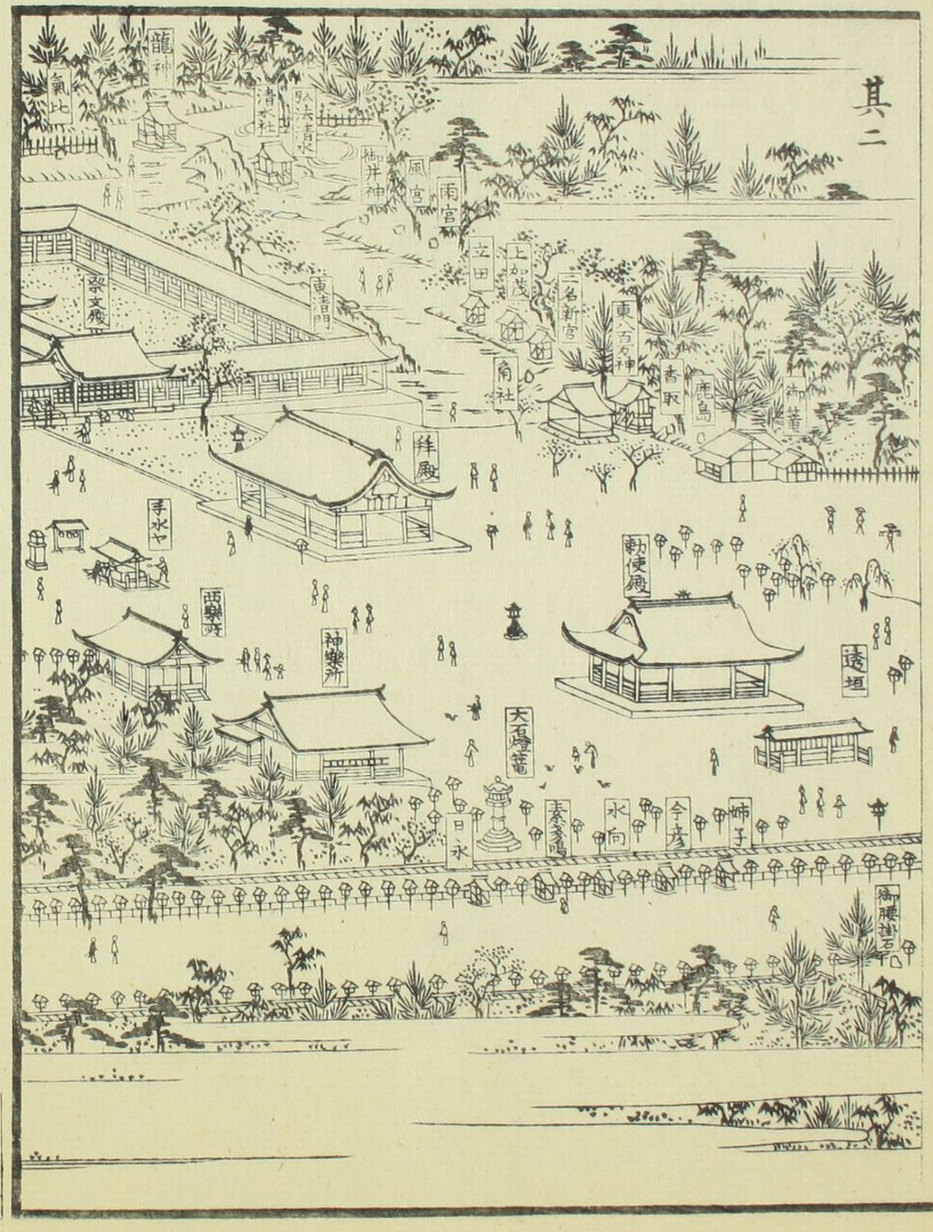
其二
龍神
氣比
清水社
六角水
稲井神
風宮
雨宮
立田
上ノ茂
名新宮
東八百万神
鹿島
香取
角社
東清門
翠文殿
拝殿
手水ヤ
西拝所
神楽所
動使殿
透垣
大石燈籠
日水
水向
今彦
姉子
稲荷社

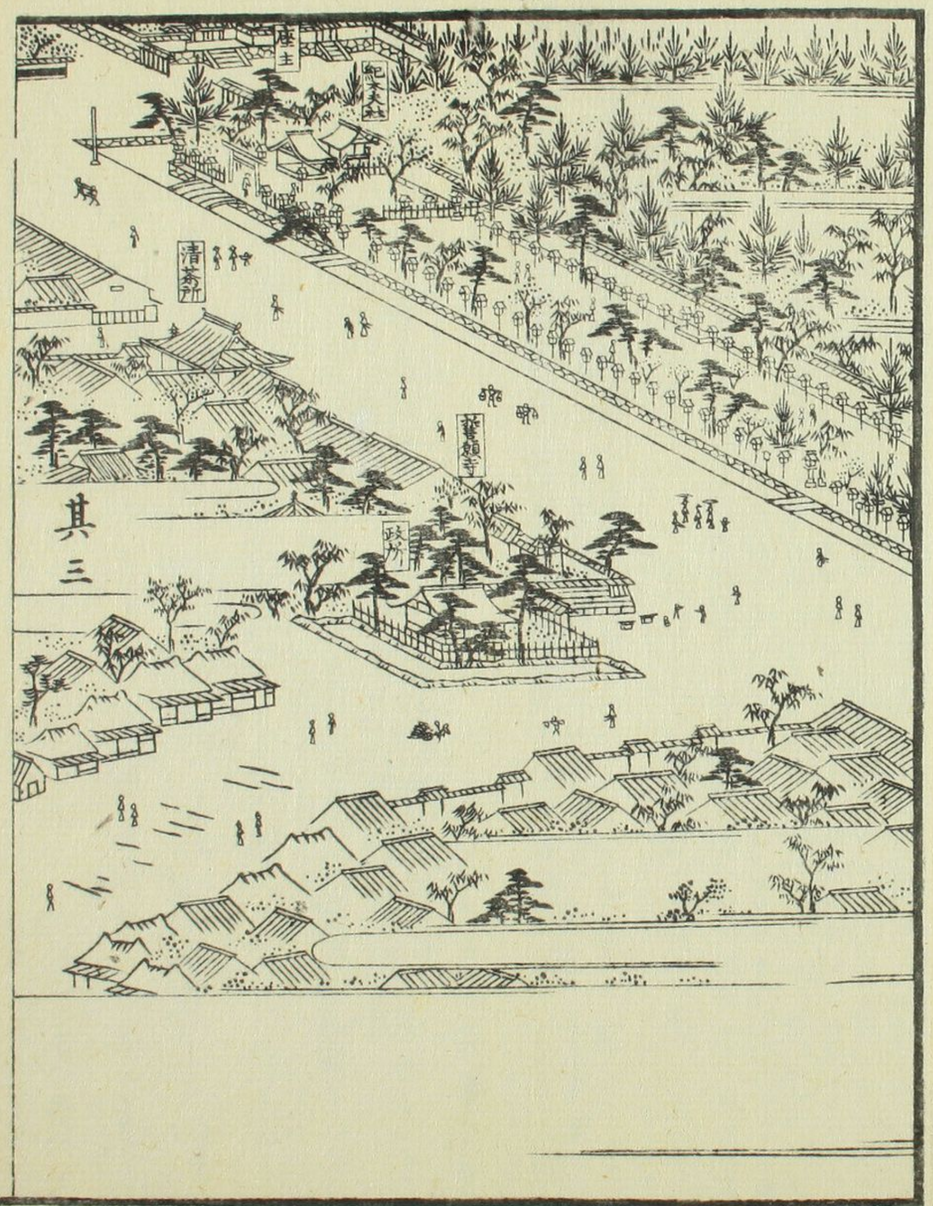
座主
清涼所
誓願寺
政所
其三

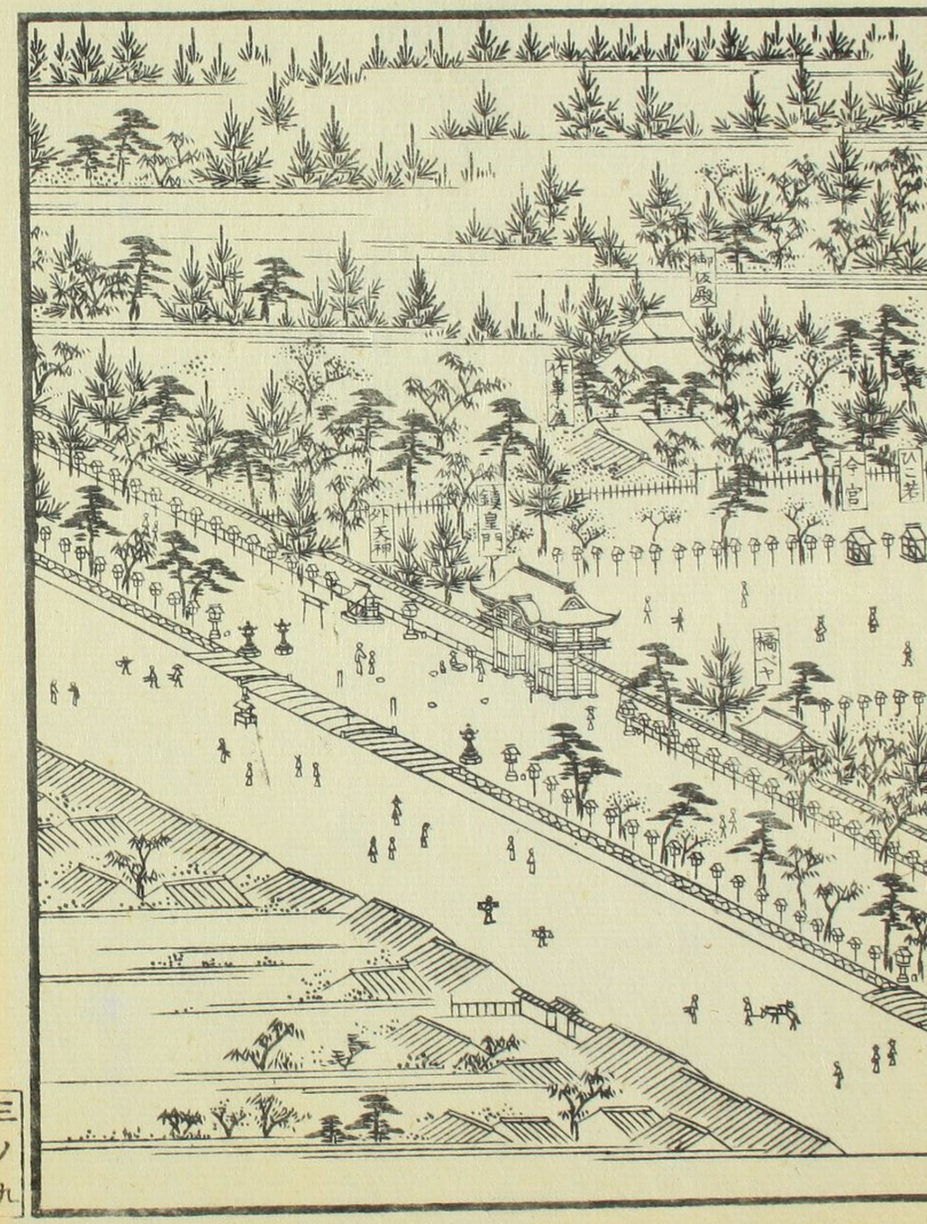
御仮殿
八幡宮
外天神
皇門
橘ノ宮

又大地震ありて清門内ハ又小動ありしかども又数十度の清祓
事に豪雨しきりに執行の中斗にて暫時雨止ミて暑ハ暑く
人の知る所なれ共清潔にて奇異なる　神威の顕るる
所なれバ皆々仰ぎに絶ることなし又焼内及び清門外ハ古
より千有餘基の献燈並びに中ハ海龍門の内ハ長
二丈四尺の石の大燈籠一基　絡に寛永七年庚午五月佐久間大膳亮平勝之寄進とあり　あり是亦
超毫禅寺に建つる所の一対なり又近き文政十三庚寅年有信
の諸人かたらひて千有余基の燒篝を一時に奉献し尚古く傾
敬なる一図に修理を加へ善美を尽し大小次序の位地まで
実に諸人の目を驚して一大壮観とハなる

神位

日本紀略曰弘仁十三年六月庚辰尾張國從三位熱田大神正三位并納封一五戸文徳実録曰嘉祥三年十月辛丑授尾張國熱田神正三位（後に天長十年正三位と授るに位記とまらずなに位と授る）三代実録曰貞観元年正月廿七日甲申授尾張國正三位熱田神從二位同書曰同年二月十七日癸卯授尾張國從二位熱田神正二位同月十九日向尾張國熱田大縣等神社奉神位記財寶日本紀略及び正應四年の詔宣記に正一位熱田大神宮と記す

凡古記に考ふ神階かくれなし又貞治三年に書写せし熱田座主如法院蔵本の尾張國内神名帳書類従に出せりに正一位勲一等熱田皇太神宮と見えたり尊崇の称ハ永正六年八月の熱田溝式に日本大棟梁熱田大神百王鎮護宗廟と称する見え平家物語源平盛衰記等に當社と當國内三の宮なりと云ハ
また清國大縣より次第して之るなれど彼二社の次にハ之なき論の古来なりけりと見えて永享五年に写せる安居院快厳が神道集に或人云熱田大明神ハ
我朝尾張國内三宮惣闇浮提内第三宮とかきなげけり

摂社

一御前祠

清水社の北にあり祭神吉備武彦命ハ　征の清供せし副将日本書紀の景行紀に見えたり　龍神祠　清水社の北にあり祭神大伴武日命ハ　日本武尊東
社の北にあり祭神吉備武彦命ハ日本武尊の副将也　左王祠　清水社の東にあり東國三十三ヶ國社
して大伴武日命と同じく副将也　左王祠　清水社の東にあり東國三十三ヶ國社　右王祠　清水社の西にあり西國三十三ヶ國社
帳に從三位御田天神とあり　右神祇社　清水社の西にあり祭神保食　御田祠　鎮皇門の内にあり祭神保食
見えたり今宝田社とも称す　御前祠　右王祠の西にあり祭神　神延喜式に御田神社本國
帳頭注に西伊弉諾尊とあり　楠御前祠　伊弉諾伊弉冊尊
今も称する古楠一株ある由名に号ける大和本紀に熱田神劔入埴宮　清水
奉納とあり楠ハ當社に由緒ある樹木なり俗に子安神と称て婦女の参詣多し　龍神祠　海龍門の内
祠　龍神祠の内にあり祭神ハ海龍門の内
社号なり俗に清水と称し又弘法の清水ともいふ　内天神祠　海龍門の内にあり
祭神少彦名命なり　孫若御子祠　御田祠の西にあり祭神ハ熱田大神御兄神也とあり
祭神五柱天神小図　孫若御子祠　御子神ハ熱田大神御兄神也とあり
日本武尊の御子七の皇子あり　瓊々杵尊　應神天皇とも合せ祭　乙子祠　御田
日本武尊の御子七の皇子　稚武彦王　若御子　社名神　本國帳に從三位孫若御子天神と称す
祠の西にあり祭神第彦連ハ天火明命十四世　今宮　孫若御子祠の西にあり祭神藤原季
の孫本國帳に正二位乙子天神とあり社　範朝臣ハ右大将頼朝公の外祖父
て爰系図定ハ十四卷系図に藤原季兼康和三年十月七日尾張國目代之間卒年五十
八其子季範熱田大宮司從四位下依霊夢之告外祖父閑一流子孫讃与社官久寿二

年十二月二日卒年六十六と記す是大宮司系図
及び玉葉集にのせる所も大むねこれに同じ
度會郡山田の土宮祭神大年神土御祖神宇賀
御魂神とあるに按るにときとかの八埴山媛命と祭る

土神祠 一御前祠の東にあり 伊勢大神宮儀式帳に

愛宕祠 右三祠の北にあり

王若宮 神庫の北にあり 祭神 仁德天皇

淺間祠 王若宮の北にあり

山祇祠 土神祠の東にあり

宇賀祠 淺間祠の北にあり

金神祠 龍神社の西にあり 山田郡金神社と称せり 今金山彦命を祭る

立田祠 伊勢社の東にあり

二名新宮 立田祠の南にあり

賀茂祠 立田祠の北にあり 安居院の神道集の奥田大明神の条に大宮伊勢内宮殿の後に賀茂大明神の社ありて或女無夫の身にありて身ごもれる後に父なきこを社に形象しけるに父なくして八又生りけるとかの神託あり 我求むる人なし 唯に大宮司の妻にあるべしとの神託あり 古今及び袋草子ふるかれ欲書にも此かもれ神託なりとあり 是バ山城の賀茂の神託集にたるべし 其女が大宮司の妻にあるべしとの神託あり 然るに社の移社なる賀茂の神示現あるべしとの神託あり

稲荷祠 宝蔵の北にあり

三輪祠 籠守祠 風祠 國靈祠 八王子祠 須原祠 兩祠 角宮 神明祠 油部屋祠 兒祠 以上十一社今廢す 合て三十五社八徳門内の移社

外天神祠 法皇門の外にあり 姉子祠 海蔵門北外東西に二祠あり 祭神宮簀 外内天神に同じ

今彦祠 日所東西に二祠あり 日本武尊の妻穂積忍山宿禰の女弟橘媛命と称する本

國帳に正三位水向名神とあるこれなり

日長神祠 日所東西に二祠あり 天照大神御魂神と称す 天照御魂ハ度會延佳が説によれバ別天火明命にして尾張氏の祖神と

素盞烏祠 日所東西に二祠あり 一位素盞烏名神とあるこれなり 本國帳に從

青衾祠 日所東西に二祠あり 日本武尊の妻穂積忍山宿禰の女弟橘媛命と称する本國帳に正三位青衾名神と云せり 姉子祠 海蔵門外西に西に正三位水向名神と称す 本國帳に正二位青衾社八田中町にあり

山王祠 海蔵門外東西に二祠あり 天照大神御魂神と称す

四疆の神門

海蔵門 南の正面門にして海上門とも云ふ 桓武天皇の勅によりて設む額ハ空海の筆とも伝へられ今門上にかゝげ中央に懸る浜焼竜ハ三条小鍛冶宗近が作と伝へる

春敵門 東門とも云ふ 額ハ小野道風の筆 長恨歌傳等に唐の方士が蓬莱宮にて楊貴妃の美魂に逢ひしとの事を刻し門を飾て入るとの事を云ふ

敵門 西門とも云ふ 拾遺記に奥田の古墳にあり門の額に云ふハ方士が蓬莱に昇るとあり

鎮皇門 王城を遥拜し宝祚の長久を祈るなり 桓武天皇の宸筆なる 焼失せり 見え又額ハ法皇門と名づけしなり 誌一又類ハ

清雪門 北門とも云ふ 大宮の北にあり 清雪門と云ふ 今ハ劔宮の北にあり 清雪門と云ふ

八疆の鳥居

下馬鳥居 海蔵門外の西にあり

中鳥居 海蔵門外の西にあり

東鳥居 春敵門の東にあり

西鳥居 法皇門の西にあり

濱鳥居 南の海辺にあり

築出鳥居 南の方つきだし町にあり

二鳥居 北の方幡後町にあり

一鳥居 二鳥居の北尾頭町にあり 高サ三丈五尺柱間一丈 檜造り丹塗なり 毎年國内の雑談集小相

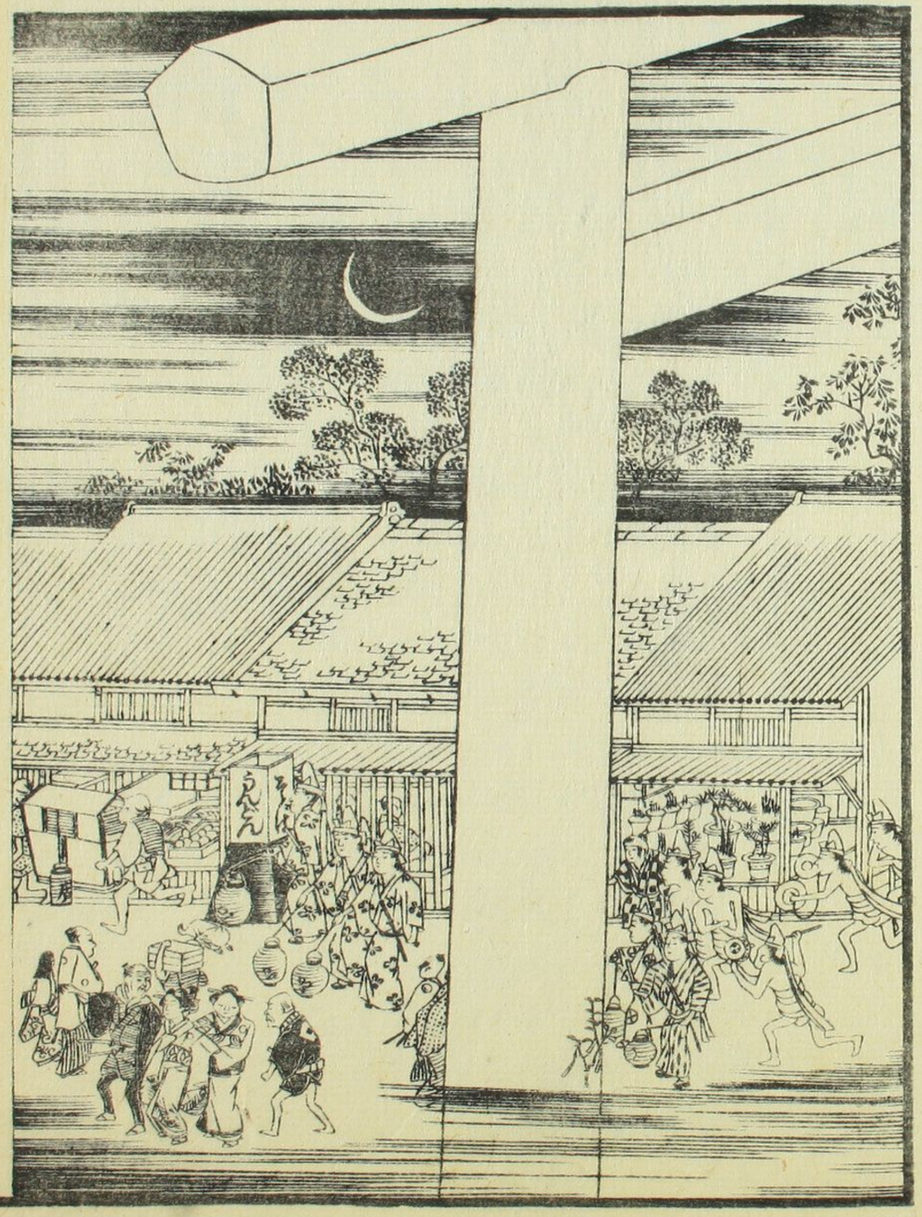
うどん
そば

一の鳥居
寒中大宮
夜参りの図
御菓子
せんべい
三ノ十一
雅

[illegible]者の妻物狂ありけるバ山寺僧の陀羅尼を誦して加持するに物をはなれうせけるうたてあるべき咒詛しる人形又熱田の宮ゝ鳥居に打ちうゑる釘[illegible]おして打べきのうせ[illegible]

[illegible]

不實梅 内天神祠の例にあり市街ハ枯槁して今のハ蘖なり俗に此木の梅実を又書き梅ゝ堀垣の也なり蓬草と又書きバ祥瑞なるよし求ぶるものなり又武士を蓬ゞ蒿とらいて此法人なるべく一下整の蓬州を得るハ祈願の感験著しく開運なりと心を留めて索[illegible]

熱田宮祈請男拳周明春侍中所望状　大江匡衡

朝野群載

右匡衡賜鶴版於顔巷促熊戟於尾州昔泥雪窓之幽明今仰熱田之冥助去年神拜之次依代〻之例已奉臨時祭近日京上以前致懇〻之誠又奉臨時祭是則中心有所願秀才蔵人之盤鶴起自江家始自延喜〻〻則曾祖父伊豫権守千古朝臣為侍読之間男秀才維時為蔵人天暦即祖父中納言維時叔父為侍讀之間男秀才齊光為蔵人　因融御時叔父左大弁齊光為侍讀之間男秀才定基為蔵人今當時匡衡為侍讀之間男拳周為秀才四代相傳家風不衰天之福江家不悦乎又維時卿辞式部太輔以男秀才齊光任式部丞齊光預榮爵之日維時還任式部権大輔爰拳周明春可任式部丞之運依有父子同官忌明春可辞所帯式部権大輔為維祖父之風跡欲拳愛子於天官幸蒙　神恩事適成就者明年之内令拳周奉臨時祭中略匡衡始祖左衛門督音

人卿在昔渝落當廿勤奉神宮今匡衡不慮為刺史亦拳周相従到此可謂江家之儒者有縁於尾張國有契於熱田宮中略匡衡自讃祭文侍地恐〻拝白

長保四年十二月九日

本朝文粋

於尾張國熱田神社供養大般若顧文

國史　正四位下行式部權太輔兼東宮学士大介大江朝臣匡衡謹首礼足白佛法僧言當國守代〻為鎮守熱田宮奉書大般若経一部六百巻已為恒例之事其中若有神明不享之吏不能供養此経亦不能遂任秩當國之事莫先於大般若會匡衡幸出顔巷之雪窓謬莅尾州之風俗若不奉侍讀於我后何必質朴之愚者得為州刺史若不殖善根於此地何必闘素之儒者得書大般若今年遭洪水遭大旱國雖衰於治術少貪欲身雖貧事不獲已率由舊儀莊嚴熱田之靈社流布般若之教文請僧六十口伎樂百両三聲財幣玉帛爰〻羅列法器道具各〻弁張中略徒日本長保三年八月亟寛弘元年十月首尾四年書之所生功徳以莊嚴三寶大海三所權輩以廻向天衆地祇三界四恩中略我願已滿任限亦滿欲歸故郷之期今不幾神明願賜靈貺匡衡敬白

寛弘元年十月十四日

信長記

夫以當社大明神者累代聖主曩祖朝廷鎮護靈神也為守家國之永久殊為定夷狄之凶逆垂迹於東海之邊域中略信長苟為平相國綿〻氏族受生於弓馬之家僅継箕裘之業以来遠悔先祖之無道近憂

叔世之極亂再欲興帝都衰微治國家之擾亂致君於堯舜敝民於塗炭之外素懷非他奚中墨子孟源義元起駿豆之間振威遠三河國犯近里遠境破却神社燒散民屋任我意而不敢慮不用武命妖孽月盛也日茂也葛藟相連無奈之何者也兩棄不去却用斧柯今既如此而猶至於猛火手彼多勢及四萬有餘此無勢僅三千不足矣以寡對衆恰似蟷螂當車轍同蚊子咬鐵牛敢非顆當社神力爭得勝之乎傳聞尊日本武之古亡東夷於藩原也嘉兆如合符契連謀戮凶徒於目擊之間必矣仰冀水火之兩石蹈宜施靈驗八劔之鏡及斬衆賊之禍祭蘋蘩之奠者也今頓伏捧一矢鏑以準西林之祭義兵全非私用私欲而為起王道之衰敝民間此舉義兵全非私用私欲而為起王道之衰敝民間之危也玄鑑莫誤仍頓書如件

永禄三年五月十九日　平信長謹白

懼窩文集

五色雲蹈望眼過蓬萊闕下鎮仙城蹈破唐朝早歸去海藏門前双襪波　藤原惺窩

勢田

勢田宮拠勝題海藏門三字蓋通照金剛大師之真跡也

丙長紀行

東征功既凱旋時宿所曾徵宮簀姫誰道馬嵬坡下鬼一朝來此去靈祠　林羅山

奏本紀行

逆旅經過拜奠田夜〻松樹瑞籬前閑宮靈跡尾張國火社帳名延喜年桑域將軍建勲業李唐天子覓神仙威嚴永作邦家鎮八劔霜寒東海天　林春齋

同

丙海紀行

我國治平自進雄武尊再起致成功八岐蛇斬四夷謐萬世秋清神劔凡　武尊

熱田

江東紀稿

蓬萊舊社幾春秋草雉靈光射斗牛若索長生方士藥須抛世務日未遊　平岩仙桂

送官子雲還張海文集

君看千載古神宮巍然獨存張海東中藏　服部南郭

蛇劍威靈詩〻至今雄　帝子斬

熱田浦

玉壺詩稿

空閑常獨往何處是滄洲落日漁蝦市新霜禍柚秋晚凡吹短褐眼霧隱行舟沽得新醪去一登海畔樓　木下蘭皐

弊帚集

貝闕跨三島朱樓俯十洲偶因問神迹聊復想仙游　松平君山

雲冷青萍氣露深琪樹秋題詩苦多景倚杖思悠〻　石島仲緑

芙蓉園文集

近指蓬萊張海西瑶宮貝闕瑞煙低太真廟畔紅泉入張陽題蓬萊宮

濃徐福祠前緑草齊珠樹花香來翡翠琅函劍氣貫虹霓斯身還怪無僊骨五色雲中路不迷　長崎紀行

熱田宮

當時夷狄入中原征伐功高倭武尊清廟巍然東海道長無胡馬渡關門　長窪赤水

五雲搖曳熱田隈徐福當年泛海來況復宮中多草應知此地是蓬萊　江星渚

題蓬萊宮

南溟繚繞古蓬瀛雲擁祠壇五色明威德千年儼如　林竹厓

在高門長鎮　帝王城

樊田の宮とらふふにはべりて中略神さびおりしき所のあるあり社いとしてまた
に風はまさびてものさもいとおし

家集
笛のねに神代のやまとうたの本風も吹きまさりけり　赤染衛門

明日香集
なつまつのなかくよみりるかの中に樊田にて
詠しらめく海みくまりのちもやふる夕日のつるの杜の下風　冬嗣雅経

文布
夏の日は行つる杜とふふれば木うまてのかぜはわりの　俊文子

東宮紀行
尾張国あつさの宮にいりぬる　一條院の時代大江匡衡と博士行成
長保の末にありて東宮のもとにてありしに大般若をかきてはじめ宮にて供養
をとげる歌文に我歌ひ筑に水ちぬ位浪又はうり為々海ゆんとくる初今い
くさくあつばと書きうるうて表にんちとくあつぬ

思ひ新さるくてもいとけ時きを詠しおうすは
いさらい見記
樊田を去りの宮をうどくやとやまきねうちればちるさのうやへ山ひりて
沢とりいてくきつけてたてまるおの五首ひりとそ
一そとの

行くらくく我おもへて明治ぬ国のさらくしく汐も神のちふく　阿佛

夫木集
やまくまもはりの玉と鄰乃毎ハ国のさらくあり名を　中京

貞治二年
永享四のくく年月を樊田の宮社社おにまうでて伊勢すくの伊勢とみやうき　師光朝臣

桂宮集
恵あつさの宮桂をとはくを盛すれ藤の伊勢を　堯孝法師

家集
新はりのはくをれるくし流らて伊る玉ハ神にまうでん　西三條
實枝公

神道百首
久くくれ行る色ふの初くし杜をれ面ハ人も代くふつるくき　卜部兼邦

慶長九甲辰年三月十五日陪樊田社實前同詠社頭松和歌
咲花ハ横きをくし松をてる新もおのく朱れ玉垣　左近衛権中將
為条為満

新むるハかひもあるん佐うるく松をてる神の伊社　右近衛権少將
友条言緒

あるとれくこ神松の風ちりや岩糸ハあひきあるん　義人武蔵大承
清条秀賢

井くくもこ変らさりりとと伊社の松を木うこ世界ちり　美濃守
源康綱

いく年も変らさりりとと伊社の松を木うこ世界ちり　右京亮尾張
宿祢是仲

朱図記
ちくくもいくくいつくれ宮人ハ流くくるん自の入うん見　沢養和尚

系君う伊世いくくの世くもくるんめくくみ樊田の神の宮居ハ　西園寺前
内大臣

我もちくく後の未世の国くを君に樊田の神社恵みとくする　権大納言
實種卿

阿蘭和秋集　樊田のやくにもうて里神系と奏伊うて
ふるる振神のめくくをといのくるるくくあのくくくかくすくも　菊子

往基集　樊田の社を詠くく
天下こうの八敏の神風にちんき初てや末やくくけき　吉川惟足

樊田法楽社頭祝言
美代くく作く樊田の宮松大後まるつ君松に　冷泉為村卿

[illegible]の志[illegible]社[illegible]まうき世あそ樊田の神の門社　冷泉為則

樊田の宮に初てこもりけるとき　慶樹流近々

[illegible]ひあ[illegible]初[illegible]日の[illegible]社先[illegible]みつるきの宮　本居宣長

玉藻百首

ひむ[illegible]社玉[illegible]むきて[illegible]るきい樊田社宮に志[illegible]　夏日侍樊田賢前詠寄神祝言和歌

[illegible]衣きつ作[illegible]を[illegible]て[illegible]樊田の神の[illegible]　冬議[illegible]文　行宣々

作[illegible]樊田の神[illegible]ハ[illegible]の[illegible]社[illegible]ん　外山宰相　光實々

社詠花

神の[illegible]樊田の宮社[illegible]花[illegible]ハ[illegible]すて[illegible]　稲掛大平

寄神祇祝

[illegible]樊田のと[illegible]代ハ[illegible]樊田の神の[illegible]　鈴木朗

甲子紀行　樊田に詣

[illegible]大に彼[illegible]筆紀ハ[illegible]ふ[illegible]る[illegible]縄[illegible]て中社乃

詠[illegible]に石[illegible]へて[illegible]神と[illegible]

[illegible]

[illegible]　芭蕉

隨縁紀行　樊田来拜

芭蕉翁甲子の紀行ハ中累日[illegible]

廣時行り甲戌の今ハ造営[illegible]又[illegible]

[illegible]の[illegible]や[illegible]の月　晋子

[illegible]社[illegible]や樊田よいさむ[illegible]の自　亀翁

宮守[illegible]　岩翁

阿陸集　樊田社詣造営[illegible]

[illegible]て首尾陽[illegible]や宮社　毎延

樊田に後[illegible]　専吟

[illegible]樊田に後[illegible]

[illegible]ん神の[illegible]連

蓬莱　内天神社の[illegible]と蓬が嶋[illegible]宗祇の秘中抄に蓬[illegible]近江の竹生島尾張の[illegible]祇[illegible]の[illegible]

本朝神社考に本朝指為蓬莱者三富士熊野樊田是也[illegible]又東海瓊華集に秦の徐福が海に入て三神山に不死の薬を求り海島[illegible]て後に還らざりしハ成わろさる

[illegible]に志[illegible]

[illegible]

樊田宮の伴[illegible]

[illegible]ふ[illegible]蓬莱の[illegible]ハ[illegible]ずしも不死の薬ハ[illegible]ずしも彼のとれ拾魚ハ一せの[illegible]金と見延年の術にあらずや

老[illegible]ふを老にやる人そ名をきく[illegible]の薬をもう[illegible]

樊田の宮[illegible]

[illegible]

宝永三年関東下向の[illegible]　贈大納言雅世々

[illegible]に神代[illegible]ぬ[illegible]ん[illegible]　前關白基凞公

[illegible]人の[illegible]薬[illegible]ん[illegible]ん[illegible]　岩山道空

覚盲士記

[illegible]薬の後[illegible]

[illegible]薬[illegible]老せぬ薬[illegible]ハ[illegible]の花園　堯孝法下

雲見山　大宮の[illegible]れ宮の[illegible]

[illegible]

楊貴妃の古事

日東曲　明人　宋景濂

玉環妖血汚
寰中豈有靈
祠祀鬼雄
莫是仙山
真縹緲雪
膚花貌圭
珠宮　國有楊貴妃祠

墨山

楊貴妃石塔の址

清水社のそばにあり貞享三年伊賀伊陽理の所廢絶して今は跡なし唐の玄宗帝我日本と侵さんのこゝろざしを抜萬あさりこゝろを彼につゝまし心を抜萬あさりこゝろをふせぎけるに樊田の浮沈あり楊貴妃しるせり失られ給ひ馬嵬にて失られ給ひ忽ち女國に入給ひ終に五百年来の古書に曰ふ貴妃馬嵬にて失られ給ひ後に古板の長恨歌抄に彼方士が蓬莱にて貴妃に逢ひ給ひしに別に樊田あり大永三年の樋河上天洲記に李唐玄宗募權威欲取日本于時日本大小神祇評議給以樊田神請給生代楊家而為楊妃乱玄宗之心醒日本奪取之志給誠貴妃如失馬堀坡乘舟着尾及智多郡宇津美浦帰樊田宮給ふ〻〻〻〻暁風集に尾張之樊田大明神則楊貴妃也畧在仙傳拾遺ゆゑ又本朝神社考にくりくるる天洲記の説ふ同下又楊貴妃が墓在西丙にけり〻〻〻と　亀山帝の勅にて陽金比称名寺に納り〻〻田園雜記及び彰編注金志に見る〻〻

輪林五屋集　九日謁樊田楊妃廟
謹白　真妃若有靈聞遺廟戸試應聽生〻含〻記鴛鴦
菊天寶海棠何故零　一万里和尚

武治の顯言梅華無尽蔵に八重陽謁樊田楊妃廟官背有石浮國名楊妃廟〻〻〻〻

熱田例祭

当社の神名帳に昔八年内七十余所及び〻〻中世廢絶せり〻〻〻〻牲年内に大小の神事法不多〻今〻大首を九月〻〻〻〻楊社別当の祭るも亦に絶して法人の後〻〻

正月元日

○大宮八鍬宮内院外院供御調進

除夜亟別伊後保伊齋国調進今朝当の別大宮司寺幣辰の刻進勝音楽に奏し

同日

○五社の行ひ

今日保与支の社〻〻始て二日八鍬宮三日松姫社四日日割社五日南新宮〻〻〻〻

踏歌の神事

正月十日午の刻神
人各政所に拝して
舞人十人冠に挿し
造り花を挿し一位
十人山吹の作り花を
かざす是い留とき
笏指子と採る
仮とこしめ結
皇門のあて
俗馬集とる
是て法花門
より祭り入大宮
少て外枝舞
ありて舞海
て倍種一人
中子の冠と

三ノ十八

萩野重道

舞人のうち
そくさるる
小忌の袖
ふるきを山さハ
吉みこそ

舞一数とは
おづこの祝詞
所踏歌の頃
とよむ是と世に
山しい武家て宮
福を変舞の舞
ひろう又大福田
大宮田お仕
楽もひろう

同二月三日 ○大宮八𠮟宮外院供御

同七日 ○大宮八𠮟宮供御 七種御粥

大宮正殿の下にこあ至氏日南社の拝殿へ拝おして封を切分木とあて
其殘水の多かにより今年の豊凶とをらる俗に世武の水事といふ

同十一日 ○踏歌神事

大宮より始めて八𠮟宮大福田社へ廻て終る当月三日の朝舞人御
定め傳に寄して大宮司家に納む妻〻〻八国上に発る〻〻〻

同十二日 ○名殘の翁

夜の刻大福田の拝殿へ倍従十人おく〻土日
神事終れ後宴〻〻て神事終る〻〻〻〻〻〻

同日 ○政所封水

社輩政所におく〻蓬業のかちを作り清酒を作酒りの式ゆ羊て
世武〻の水と〻〻〻に汲み甕に入封〻大宮正殿の下に置き

同十四日 ○御的射の試

海蔭門外にて行ふ神宮中臈祝部 同十五日 ○大宮八𠮟宮小豆御粥調進
〻に素後と〻〻〻〻〻〻

御的射の神事

注尻に契田社家ハ 伊良天
皇れ考廟ヵて他の吳ゐ
れ 御神ゑ ハ 朝廷の礼と
ゆく ゐり事ち尻ハ 満ゐの射礼
等の式ちう ゑ
又武流に昔ハ 内裏の御的
の中りと 当宮ハ中りを
今ゑ一事のち 都ち
旨ゑ 宮使と 当宮ち
奏問の後と 江州史て行
ゑふ例ち双方ち矢の
中りを中合ゑて ゑ地と
矢走と 初ゑ ゑ矢の中ち
後の走ち この神事ハ七十余年
の内ゑて 殊に大祭ゐ流

中羯ハ一代ゑ一度ゑて
若 神ゑに疫ゑ ゑ射
ちゑ流ハ社家と除ち
ゑ即座に出奉ゑる
ゐゑと古ハ腹ともきり
ちゑ流ハ今ゑ射ち
せち家の赤飯ゐ大
地へ撒ちに大鳥ゐ
ゑ 咎ゐぬよ ゐ
ゑ流しく又陣ゑ
ちゑ流神事流む
時ハ見ゑの諸人
かの的と奪ひ引
流ゑ お流りて
ゐれちゑ流

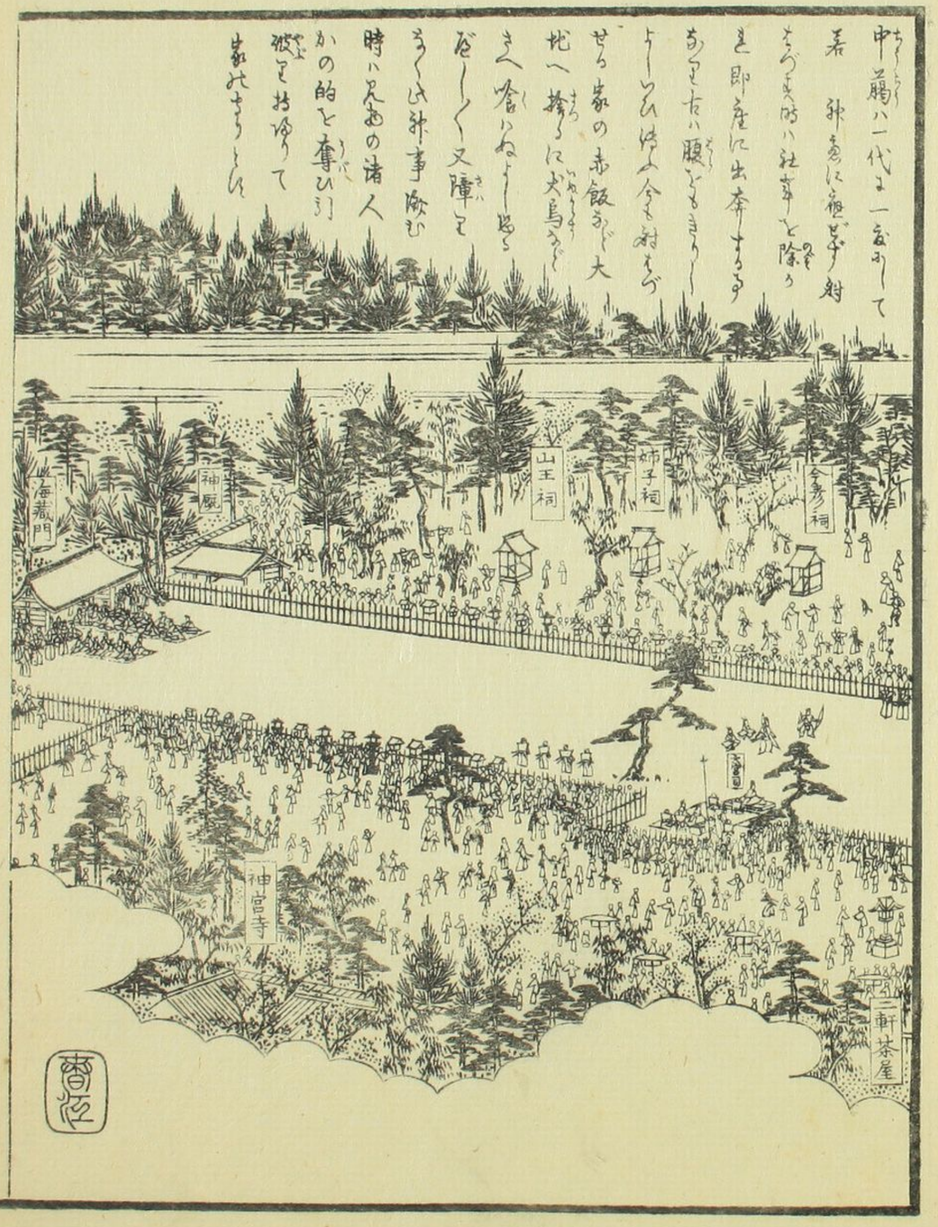

其二
御的射の武芸
そなへのち
射る六人の
うち四人と
各青竹をて
造る輦車
のみをもて
乗せ武子ハ
美き男数十人
をて引き挙げつ
もゆらゆらやあらう

と雖して安田中と走り
巡る雷まさ実に壽
観あり昔ハ武象式
高蔵寄をて行ひ
しかも今も中
屬の射を武人
早隆に彼寄へ
寄せ最秘事
あるべく
此日ハ限り
て射るれ
半蔵烏帽
子狩衣の下に
白衣を用ひず
袴斗目を着
せるハ中古の
のあるべく

印地打の古図

的射手ハ
てんぢの法人
其的と奪ひ
守りにちんそ
ひらくちの果にハ礫と打
今ハ名ちがひ及び在御の
者ハ北の方樂田の者ハ
南につゞく下馬橋と中
ハ石戦人
多勢人ひとあつて
樂田風土記中に見へ
歟然、蓋中記元禄八年
同十年此記事
十月樂田神事に
各手負商家ハ
童男数害に
いたりて記
せるハ武國津の
すくゝ人ハ
絶へ

下馬橋

行幸ありて社頭にいたり給ふ　日本武尊東征の時なり

を給ひて宴式をなす　大宮神事記に云く

同夜　○會影堂神事　政所において衆人に宴を賜ひ酒宴の式をなす　二度次に大宮八劔宮清雪門のおもて執行ひ給ふなり

同十五日　○大宮神輿行幸　辰の刻内院供所已の刻結皇門の園上へ神供を移し神人祝詞あり　未の刻神輿を御幸あり其行粧社人供奉して先に立て次に神馬を牽く　皇門の園上へ神幸あり其儀を奏し中臈の社事八神宝を持ち祝部長八神妻を給ひ神輿を奉ず　大宮司家八神祝押と称ず　大宮人内人の神宮八雑の神徳につかへて供奉し大宮司家八神祝押と称ず　初園上にて八百姓人永宣旨頂戴の式あり夫より改八幡後厳に神皇門のおもて饗附の事法師をめぐらの故実あり　また百姓人政所にあり　次に馬を牽き社人祝部と称して先に立て次に神馬を牽く　神輿は黒幸に供奉し給ふ社人祝部八又続いて行列をなし壮観なり　神輿は御輿と号に人皇四十代　天武天皇御宇に造営ありしと云ふ　神輿に還座あり後の清たるべし　奏向す刻　動して朱鳥元年　本宮と称す　殿門諸末社　まで八神輿わりてむしに信ぜ　大宮司　大神宮と善々祭り給ひ今より　西門　おおいて王城と号復しうんの神神約ありしより始し

同日　○馬の頭　園上に妻し

神幸あるべ当社において井一の神事なり　大水に乗り海路を経て多賀の水上社へ参詣す彼社と

同六日　○両頭人氷上詣　卯の刻より大水に乗り海路を経て多賀の水上社へ参詣す彼社と

其儀ものと都とりあつ今多賀と西しる　六月十日　○南新宮大山祭　園上に妻し

結馬をさしくはいを生風あるいは

同六日　○同宮御葭流　巳刻より七十五日の百番所　中も結馬所　若今遊あるいは多数弾に多く

数多都すると毎年なる　実盛し風風の祭りあと相撲にあり　祝詞

して大なる　同十五日　○大福田社御田祭　祝詞田畑の虫と追祭なり

社頭あり

同晦日　○夏越の祓　法の内にて大宮司以下社家　皆多くあつて行上社家より　七月三日　○大宮大掃除　此日八町くまなく　宮中と悉く掃除を

同四日　○八劔宮大掃除　同六日　○八劔宮内院供御　同七日　○大宮内院供御神寶虫拂　早朝供御

調進まつて神神宝虫拂の式あり　沖漢祈禱及び鶏尾琴あるべきなり

同八日　○大宮神輿行幸　当日早朝内院供御調進夫より　八月朝日　○大宮八劔宮外院供御

神幸に同じ　又里俗此あるをもつて故生命行り見物に南社おしても此式あり　又業故生命を

八月下旬　○神寶虫干　毎年海見人事を以て　八月　○新宮祭　其式二月此祈年祭に

九月八日　○八劔宮内院供御　同九日　○大宮内院供御　大月中異なる　八月初貴卯辰日

ふ文と　○御某拂　大宮別宮末社御某拂供御調進

畧し　前日雨波手森の殺の香あるべ

十月晦日　○土居の濱より御塩を献じ　○雞豆　年毎の夜に行ふ　又例年寒中三十日の百

る者多くは寒の入寒ばかり　沢田地名古屋ハまくまくまくも年結す

新形の中さ　松灯と称ハ年して　深夜駿しく式ハ

に中あるし走るもいく勇まし　五人十人寄又ぐう多ハ法を数御殿あるまくく

まく化に比較ある事ハ古ちん

神寶　古太政官符

兼和十四年丁卯三月七日　同年閏三月十四日　嘉祥三年庚午二月九日　同年三月十一日　同月廿二日　昌泰三年庚申四月廿一日

等此六通今社家在す又朱鳥元年丙戌六月八日以下数十帖あるべし　古縁起一巻

中世数と云て今其宮のみあり　昌泰三年社家八菅丞相伊予守

大官祈年祭 夕供御

偖に巳年ハ御神事ゝ云武五神供と入る唐櫃と清供所ゝ大宮ゝ移さ西ハ廻ハ清門と入ゝ清殿ゝ内侍ゝ供ゝ式ゝ樂所ゝハ音樂と奏ゝ四時式祝詞を読て豊の明ゝ大かゝを

勅使殿

樂所

寺記由
義門の内ゝ
ゝ数多
の弓矢
と張る
馬場式ハ
注水式
ゝて式を
清め大祓
を拝をゝ
て式ゝて
む神供櫃
の花ゝハ
希松明と
掲ゝて
乃と照し
社車ゝ
ゝ仕ゝて
拝殿ゝ列
発式ハ
ゝハ年内
二度ゝて
二季の大祓ゝ
祭ゝいゝゝ祈
年祭新嘗會見
ゝゝ

拝殿

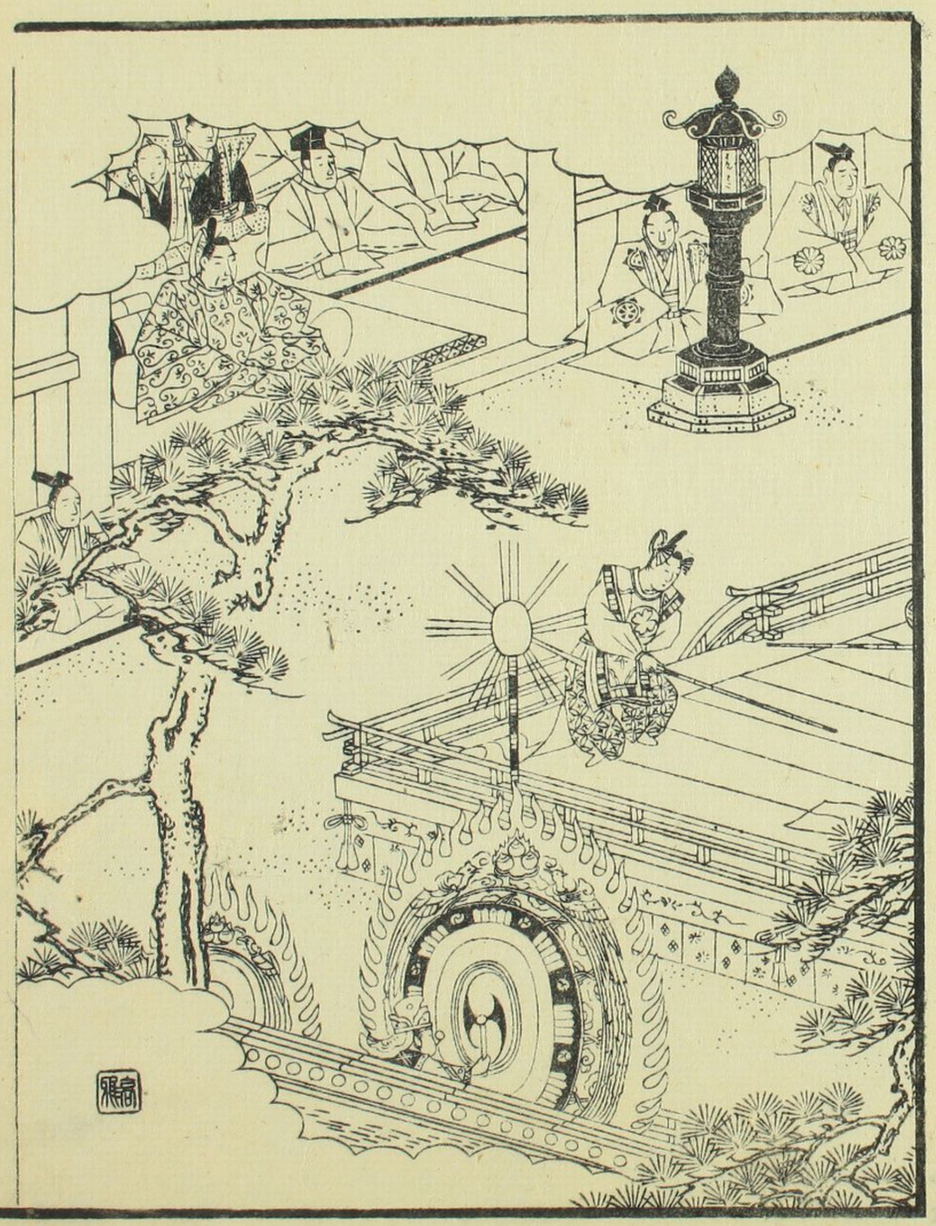

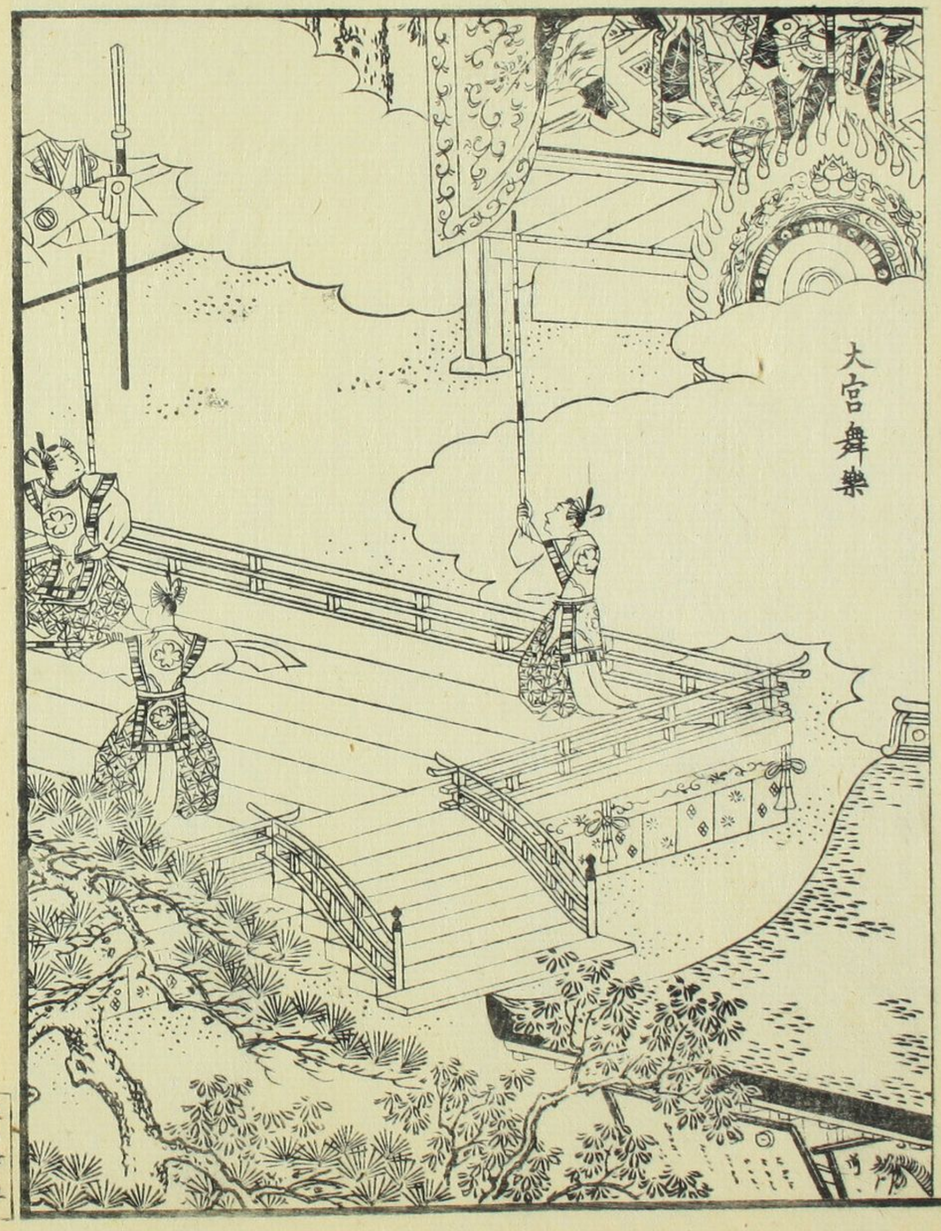
大宮舞樂

端午馬の塔
所く及び主也とうも見と
越ず事多し其内
主ての馬ハ外所くの馬ハ
是ほど此馬の次に本馬俄
馬の二品いり本馬と之
るハ行列巻きして其
所くの名ばと先に主次
に子供数多棒とお次に
若き者大勢長刀とおろ
きこ馬とうり馬と雲こ馬
まハ皆馬の鞍りとり
鞍のくに稚くの鞍ばお
とを見と標具し鞍
まべて此鞍るのもを
若衆とうして強人
の目と撃うとう俄

馬と云ハ漂馬に行
蔦と巻細枝とつ
けて其外縄と
ひく行者こ事の
流行ものく風俗
をして頭鳥い
ア見皆桶枝ろれ
き風ものべをく
まくく競ろ此修
前も見て府下
大坂のるの塔ハ
暑こ紙とこにせう
田踏九
海ものこそを
山ものを
いろはし
春の一張の
山と
ものを
ろの塔

貞觀十六年守部宿祢清猶が撰ひて
寛平二年友京村橋重修の古写なり
懐紙和歌と書す正三位為重卿孫元可
近年此和歌と写し取りて奥田方
副文あり　奉納奥田太神宮内院日本紀用巻十九巻内一巻上下共十六巻依權宮司祭主尾張仲
宗所望四條金蓮寺四代上人御奉加之圓福寺三代嚴阿所申沙汰也永和三年丁巳霜
月四日と

奉納古連歌巻物

應永三十年十一月十三日百韻延徳四年卯月十九
日百韻天文十六年十二月廿三日百韻正保二年八月
十一日百韻天文十六年十二月十五日添せ和歌うして春日陪熱田社
頭松倭歌後人は左中將藤原為滿以下十九人
ありて其内此分
ありにちがせり

古寫日本書紀一部

世に奥田方日本紀と称す巻裏に
弘法大師の
のちなり

法華經一部

室前同詠社頭松倭歌後人は左中將藤原為滿以下十九人
人のなり

同一部

日蓮上
人のなり

經一巻

小野道風の
行状経とつ多

和歌懐紙一巻

慶長九甲辰年三月十五日添せ和歌うして春日陪熱田社
と知るべしその外和漢の古写古印刻此書籍
佛經は某多く百とん負へ一反にこれを累す

春敲門額

小野道
風なり

蜘切丸太刀

銘吉
光鍛

巻末に源朝光吉光の太刀なる蜘蛛の妖
怪を斬るしるし　紀せるは此太刀なり

鷹丸太刀

備前助平の作助平は一條天皇の御
時の派治なりと　景清が帯ふる

彼大宮司の智なり　由緒にうて大宮司家に伝りて天文七年九月織田家美濃此
新及と合戦の時千秋紀伊守此太刀を佩て稲葉山城を討死せり　ば敵方藤山採助がま
に渡りそのうち母れ五多[illegible]つ　長秀の[illegible]
も一目とあうもまき片目[illegible]
長秀のなり岩附[illegible]
信も紀葉此古書にて[illegible]

奥田國信太刀

國信は後光嚴天皇の御時此派
治して大和此長谷部の住人なり

奥田に在りて刀鍛と共
[illegible]奥田國信と称す

三条宗近太刀

宗近は一條院の御時の人なり
[illegible]又三条吉家の太刀なり

天國太刀

銘
[illegible]

光忠太刀

銘[illegible]

来國光太刀

銘[illegible]

宗吉太刀

銘及び應永廿六年六月
十七日の奉納銘あり

吉

光太刀

銘[illegible]

正助太刀

銘及び天正十四年七
月七日の奉納銘あり

友成太刀

備前の
派治なり

来國俊太刀

銘[illegible]

則國太刀

銘[illegible]

實阿太刀

元弘三年十月一日
実阿と銘あり

廣光太刀

天正八年七月七日
の奉納銘あり

景光太刀

銘[illegible]

神足太刀

宇佐神
足と[illegible]

包永太刀

銘[illegible]

安次太刀

波平
[illegible]

重道

太刀

備前長船
の派治し

國林太刀

銘[illegible]

豊後行平太刀二振

銘[illegible]

来國久太刀

銘[illegible]

信國太刀

銘及び應永十四年
六月日の文字あり

備州吉次太刀二振

銘[illegible]

國友太刀

銘及
び嘉吉元年十二月日大宮司千秋民部
少輔藤原朝臣季貞奉納の銘あり

備前介成太刀

銘[illegible]
四十七振は世に[illegible]

鶴尾琴一張

剣[illegible]の[illegible]八百三十余口の清[illegible]
[illegible]の内吉[illegible]太刀と称する八越前國住人[illegible]
國君源敬公伊勢附近書太神宮式
及び長暦宮等に鶴尾琴の名[illegible]

三笠琵琶

一面
[illegible]多あり今
[illegible]自を累す

鮑太鼓

治暦年中
の派治

瑠璃壺

一箇

古鏡

三十
八面

燈籠

鐃轆轤

小鍛冶
宗近作

駒角

日本武尊神像
の外
一箇[illegible]

古墓古[illegible]の[illegible]集古十種に[illegible]弓[illegible]目[illegible]又古書古画の[illegible]毛紙[illegible]紫石[illegible]の文具
[illegible]宝庫に光[illegible]所[illegible]太に[illegible]

神領

天武天皇は朱鳥元年六月八日一萬八千町神寄附あり
の神[illegible]に[illegible]の三國のうちに神領の地あり
日本後紀に天長十年六月壬午　記奉授[illegible]尾張従三位熱田大神正三位[illegible]納封一九戸
[illegible]紀せるは神領は國史にて[illegible]神戸神[illegible]の事古記に[illegible]延喜臨時
祭式に凡鴨御祖別雷奥田の三社の神[illegible]は社用之外用[illegible]

春敲門古額

小野道風筆

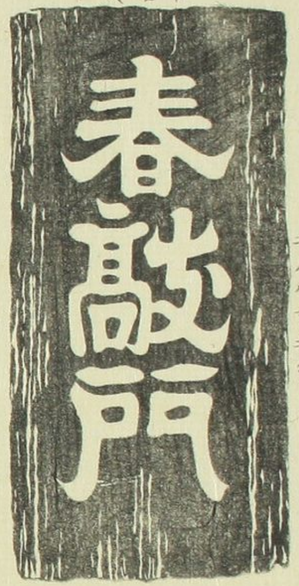

二尺八寸五分

舞樂古面

陵王

鶏尾琴

十三絃

惣朱ぬり

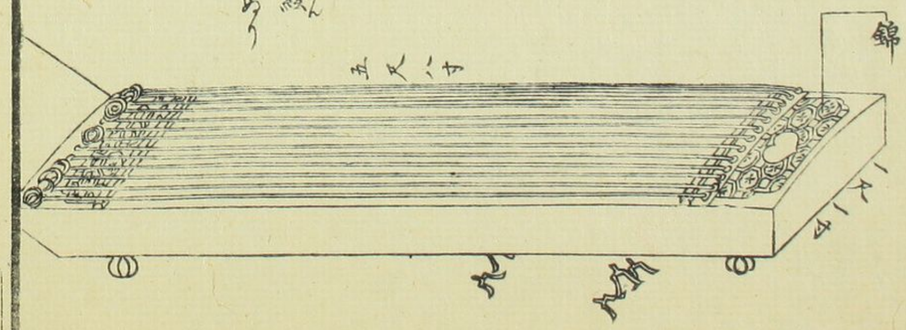

納曾利

還城樂

崑崙八仙

二の舞

同裏

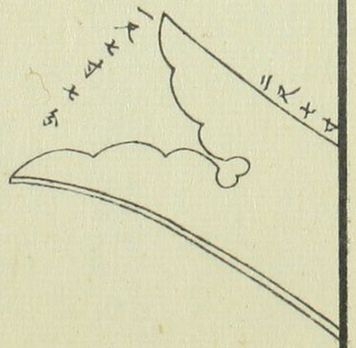

裏書ハ是も朱うるしにて書せるにかゝゞ文字消てよみがたきの多けれども年号ハ悉く治義の文字見ゆるハ天保の今日に成て凡六百六十余年ある古物なるに陵王の面ハ弘安元年修復と有るハ是又ともに至て五百六十余年ありて余の面も治義年の修復ならバ是製作の時とともに恐らく千年を経るものなん

雅縮図

熱田社享禄年中之古圖

三ノ雅縮摹

右の圖奥書に云　享禄二年巳酉二月吉日生國越州蒲原郡住大勸進順海筆者　加野和泉祐筆資信

按ずに加野和泉八武藏の時清次に仕ヘ畫者なり

御神馬飾皆具の圖

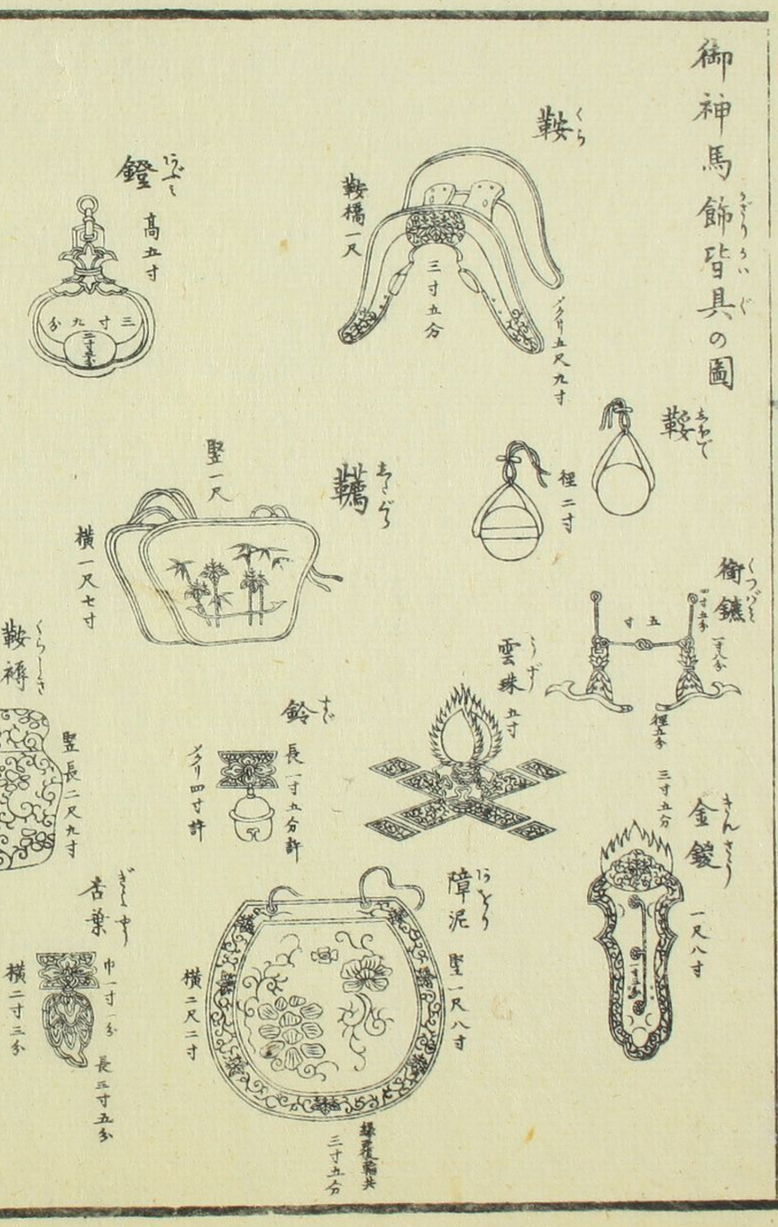

鞍橋裏の刻銘小太宮司千秋駿河ち徑五位下若宮殿
持季修復馬宝徳三辛未卯月二十六日とりて集吉十穂ち出ぢり

文和三年四月廿三日権宮司尾張仲勝同實仲等五人署の神領行進状に熱田大神宮一圓御神領目録當知行愛智郡南高田郷云々作良郷云々上中村郷云々岩墓郷云々榎墓郷云々大脛郷云々宇蓮一色云々一切経田云々高戸郷云々北高田郷云々萬野郷云々知多郡御幣田郷云々大郷郷云々乙河御園云々英比郷云々生道郷云々本田郷云々中嶋郡鈴置郷云々田宮御園云々玉江庄云々巣栗郡飛若野郷云々丹羽郡上沼御園云々八島御園云々公賀三刀墓御園云々紫墓郷云々都合惣田畠五百六十二町八段百拾歩云々と見えたり見中古の神領なるべき歟遠然して今は神領ハ甚麁略なり今此時神領四千九百石余ほど甚だ少なるべし七百五十六石余及び荒野郡刈武庄内小塚村八反村七女子村合て五百八十石の所供田その外大宮司の所領及び社家社僧の所領ども所まで合て

大宮司一員

寛平縁起に朱鳥元年以来始置社守七員一人為長亜免徭役と云ふ禰宜職のもとめ多し其一人為長列天火明命の裔孫のち多氏に改め千秋と氏とし其の系次ハ舊事紀及び尾張氏系譜ホに載せたり建稲種命の子尾張宿禰忠命大宮司兼大祝宜に補せり神孫連綿として百十九代の今に至り忠命二十二世の孫大宮司従三位伊勢守尾張宿禰貞信その子大宮司伊勢権守尾張宿禰貞職鳥羽天皇の御宇神託の夢によりて大宮司職と外孫額田冠者藤原季範に譲て一子公定の分脈系図及び玉葉集に見えたり南家武智麻呂の裔孫藤原季兼兼尾張國目代として在國せり負職が女松子と娶りて季範とうめて季範大宮司となる女左馬頭源義朝に遇して右大將頼朝をうみ家宮者昌一子孫世々武勇ありしかども滅に季範 外戚にうひて保元平治和漢東征太平記後草庵集信長記ホに見えたり

権宮司一員

尾張氏の祖御伴連て田島と假名して天火明命の裔孫なりて今に至るまで尾張宿禰を称す凡尾張氏の系ハ新撰姓氏録舊事紀古事記日本紀ホの古書にのせる甚多く記すにいとまなく今ハ新撰姓氏録の名のみて奇人のみをこにとる

瀛津世襲命 天火明命四世ふりて清足の世襲足媛命 孝昭天皇妃
后に立ち給へる日本書紀舊事紀ホに見えたり
崇神天皇の

建田背命 其女大海媛ハ 清足の后に立給へる日本書紀ホ諸書に見えたり

辛止與命 尾張の國造のもとにして建稚種命宮簀媛命
の父なり同書古事記ホ

尾治尻調根命 建稚種命の子少て 垂仁天皇御宇に大臣となりて供奉に
と旧事紀に見えたり その子行方に尻綱根命とかき氏命は味尻
調真若刀俾命と尾綱真若刀俾命とを紀して調の字を綱に誤れり世に尾綱根命と
して犬山の針綱神社の名称となるの尾張にはいまだ尻調なる地ハ新撰姓氏録の河内神
別の条に火明命十六世孫尻調根命と見へ古事記に尾張連之祖伊那陀宿祢之女
志理都紀手賣と乃ち〳〵初めべし——○此条ハ支人中尾義稲ゞ注す

尾張連草香の女目子郎女 後弊天皇の后に立給へる
日本書紀古事記に見ゆ

尾治連若子麿同牛麿 後日本紀大宝二年 太上天皇参河國に
御幸の条に尾治宿祢の姓を賜へり見ゆ

尾張宿祢大隅 日本紀 持統天皇十年五月壬寅朔己酉直廣肆の位を授け水田四
十町を賜へり見へ後日本紀の天平宝字元年十二月壬子太政官功田
の事を奏する条に従五位上尾治宿祢大隅壬申年功田三十町 瀛海朝廷諒陰之際義興
警蹕潛出關東于時大隅奉迎奉導掃清私第遂作行宮供助軍資其功實重云々と
記せり また同紀天亀二年四月癸丑の条に尾張宿祢大隅息嶋置等賜田より記せる稲置
も大宮司家譜尾張氏系図に稲置見へかき武八稲公稲君等古記に記せる人なり

尾張宿祢乎已志 後日本紀和銅二年五月庚申尾張國造等郡
太領にて外従五位下と授りしなり

尾張宿祢小倉 後日本紀天平九年二月戊午の条同十七年正月乙丑の条に位階を授
見へ同十九年三月戊寅命婦従五位下尾張宿祢小倉授

従四位下為尾張國國造天平勝宝元年八月乙亥従四位下尾張宿祢小倉卒と見へ
より尚ほ此女なるべし 所生女叔位のうちに列してはさしき姫人なるとは世の書どもに
後日本紀に記せり 尾張宿祢興負の一名小倉 元正天皇御世尾張守に印ゞ國造と為る男なり
見へたるハ
甚だやまとなり

尾張宿祢宮守 日本後紀及び類聚國史に延暦十八年五月己巳尾張國海部
郡主政従八位上刑部粳虫言、権掾阿保朝臣廣成不憚朝制
擅養鷹鷂逐令當郡少領尾張宿祢宮守六齋之日猟於寺林因奪鷹奏進 勅須
有違犯先言其状而凌慢國吏輒奪其鷹宜特決杖解却其任と見へより尚宮所載
の美和十四年嘉祥三年等此官符に國司郡司ら神戸と惜まずして神社及び神宮
寺社修理怠慢を責めしるを歎て祝部宮麿祝成を奉ずるを見へ宮麿ハ此宮守
なるべし 別人なるべ
混ずべからず

尾張連濱主 後日本後紀及び類聚國史に美和十二年正月乙卯外従五位下尾張連
濱主於龍尾道上舞和風長壽樂觀者以千數初謂鮎背之老不能
起居及于畋紳赴曲宛如少年四座僉曰近代未有如此者濱主本是伶人也時年一
百十三自作此舞上表請舞長壽樂表中載和歌其詞曰那那都義乃美与尓萬和倍
留毛毛知萬利止遠乃於支奈能萬飛多天萬川流丁已 天皇召尾張連濱主於清
涼殿前令舞長壽樂舞事濱主即奏和歌曰於岐那度天和飛彼波遠良無久左母支
毛散可由留登岐尓伊天豆萬畝 天皇賞嘆左右奮涙賜御衣一襲令罷退同
十三年正月戊辰召外従五位下尾張連濱主於清涼殿前令奏舞于時年百十四
帝矜其高年授従五位下豐原統秋が躰源抄に濱主美和三年四月遣唐使に
付て唐朝に渡て本舞の批謬と乖龍笛は底を授て同六年八月四船の海西道薩摩に盛
ひ前少て奏せりと注尻に渡えハ 奥田の伶人なりしと今に音楽を伝ふる家数

十郡まつり凡樊田の初官いまく
りを書の者多くしく尽くさり

尾張成重 台記に文安六年七月廿三日召尾張成重仰云汝年老家貧勤旁無懈
吾深憐之欲令検注尾張國日置庄如何對云臣昔為樊田神主是
以彼國有勢者敬禮尤深今貧幾向彼國昔從者必有蔑如何況去神主職之日誓
言不還補此職不復向此國矣何貧小利憂先誓乎取肆之余深感此言故書之
尺くらうまのち太郎大夫仲衡尾
張守仲稙等うゐ田島を氏しす

惣検校一員 尾張氏の権官司かして世し馬場氏を孫す大宮司負信の子二男信頼馬場家
の祖少て世ハ大宮司負職ゐ信頼の裔孫尾張庵祢奉忠子進士坊
忠 土御門天皇北御守正治二年庚申前将軍源頼家下文を賜り其孫奉絶大守
改に紅すらを世く由磯検官司と為伝 後柏原天皇の時に絶り信頼の嗣系絶た
尺くうバ祝師肥後守仲安の二男利仲の子利近
惣検校とゐうその子孫今に連綿ゐり

大内人一員 守部岩祢尾張氏同祖少て今大喜氏を孫す氏象玉古く朱鳥元年海部郡
司守部彦谷をいく官守十二人の長大内人職ゐすと樊田本紀に尺くうり
氏書ハ其ゆやくく法がき書ゐて古内ハまくき古伝と見
き流も尺少ばくくハ捨がきゆ守部ハ尾張美濃に貫れ姓氏て三代実録及び
類聚國史の貞観十年七月十二日の紀に美濃國池田郡の貞婦守部秀刀自が事を載せ
実年二年の樊田縁起に去び貞観十六年春神官別當正六位上尾張連清稱古縁起を備
せくが尺くくハ樊田大神宮鎮座次第本紀に大内人
守部岩祢清稱と伝る因人少て當家れ曩祖ゐり

神職 神職を表玉多く四百余家ゐり中鵜神樂庄古甲乙若宮
の次第ハ伝うまくども伝も由緒正しき旧家ゐり

粟田氏 新撰姓氏録に 孝昭天皇の皇子天足
彦國押人命の後ゐるくまり

大原氏 敏達天皇の皇孫百済王れ
後ゐるくり因書に為るとり

長岡氏 因書及び皇胤紹運録に 桓武天皇の皇子長
岡、岡成延暦六年賜長岡朝臣姓くくり

磯部氏 新撰姓氏録に磯部臣 仲哀天皇皇子
蒼屋別命之後也くくり

林氏 因書に林朝臣ハ武内宿祢
之後也とゐる末孫ゐり

松岡氏 日本武尊東征の時随従せ士師也國史に其姓名を闕
せりくくゐ因人ゐ家ゐり中に神後とつくむ家ハ
三國氏 若山氏 鏡味氏 菊田氏 峯松氏 ゐるくくに神後とつくむ家ハ
家多ゐて主に八志くくり

木津山神宮寺大藥師 海義門の外二十五社橋
の西ゐる片所にあり 當寺ハ 仁明天皇れ
勅建ゐて傳教弘法ゐ大師の開基也社僧如法院の寺務ゐり
くくり養和十四年三月七日れ太政官符に尺くおびゐげゐぬ
霊區ゐるくくゐ累年れ兵乱に衰微廢せくバ右大臣豊臣秀頼ゐ
再興くゐ年中十間梁十三丈半れ瓦葺れ佛殿を建立せり
ゐくくゐ見ゐく衰廢して年久く無住とゐり修理をも加へざり
くに元禄九年長久寺れ住侶隆慶江戸護持院僧正隆光に

神宮寺

俗に大藥師とゝ

高閣左邊双
小堂一醫王
佛二明王茲
中自有春風
別不送花香

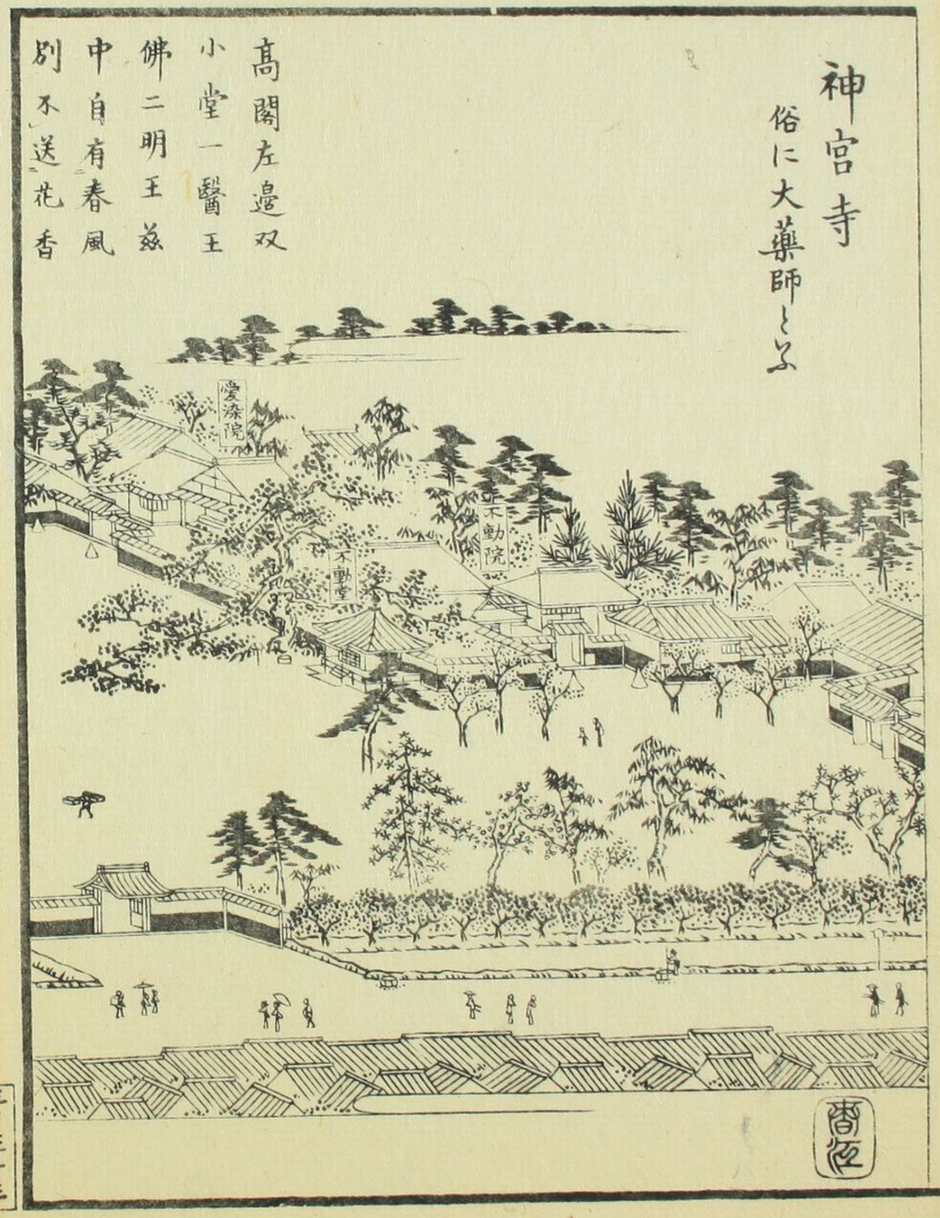

送異香

深田慎齋

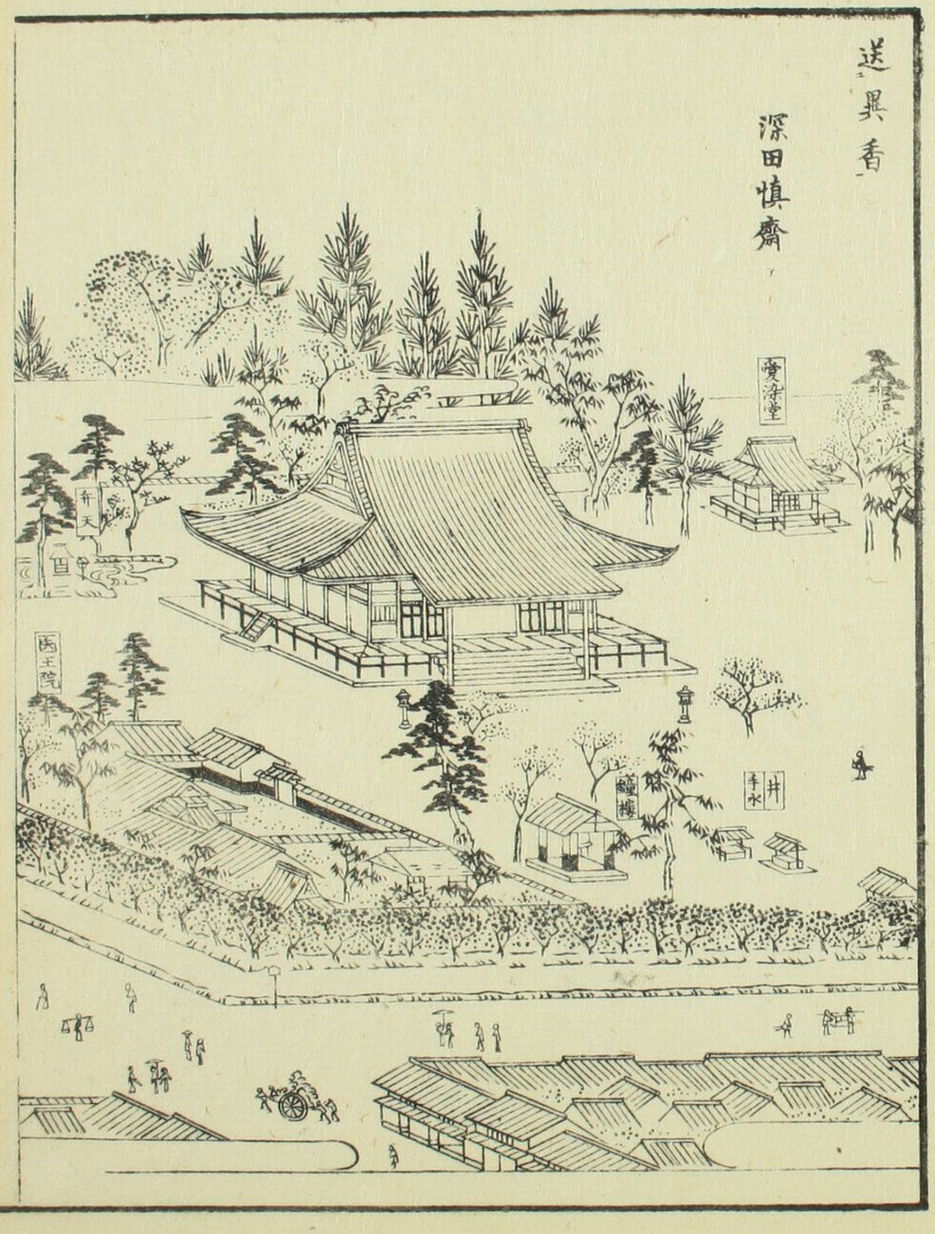

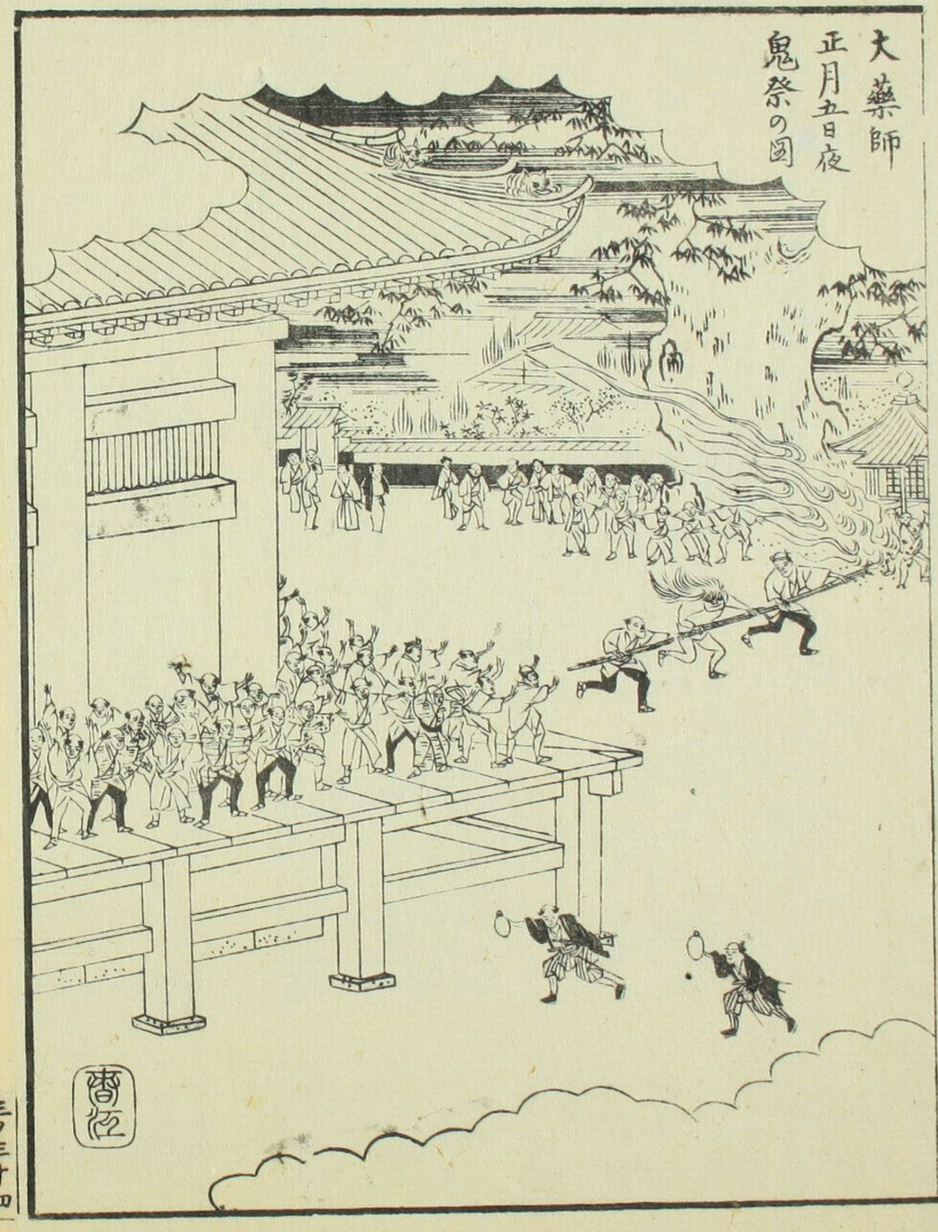

大藥師
正月五日夜
鬼祭の図

法縁ありにより隆光吹挙して　将軍家にまゐり神宮寺再建の
御免許を得しかば　國君も許容ありて同十五年堂宇を創造し
不動院愛染院をかゝ境内へ移し書写院を再建して往時を
立らるゝ舊観に復せしめ給へり　山号ハ亀頭山なりしを今の文字にあらためむ亀頭木津明神社
あるゝ　義和十四年三月七日の宵着に置神宮寺別當
蔭孫正八位下御船宿祢木津山と号ける　本尊　薬師如来の座像
高サ二丈一尺八寸れ大縁あり腹内に弘法大沙門作の薬師仏を納むと云ふ　又十二
神将四天王等の像を安置し沙石集に文永の比奥田の社に行なる若き下手男
十一月十五日俄に目肯ばるゝ　後に見を明きけるに怨首眼
の年三月十五日の夜に侍一人来て目を明けよと云ひ
間ゝ　不動堂　本堂の例に行う氏堂と云ふ八剣宮は境内に行う不動明王
元禄年中再興の時に　の像ハ弘法大師の作なり愛染堂ハ弘法大師の作
不動院ゝ　不動院ゝ　愛染堂　不動院の北に行う愛染堂ハ弘法大師の作
の院ゝ紙せ　と不動堂ゝ　氏堂ゝ　本社の境内に行て　大神宮の
ゝて　鐘楼　延徳元年に造ゝ　古鐘ハ今名古屋の
月十日　保科侯の所ゝ陸奥會津の山中の　熊夫人倫絶ゝ深山ゝ年齢七八十斗
ゝ　ゝ　ゝ　

ぞ〜 問ひしに彼宮は淺湾なりしいひしが彼宮は淺の湾と
云ぞまばは百年以前のものなりと記せり此延徳の時と淺しは
なり〜バ吳人ハ正徳元年百八十歳なりなり今は淺ハ元亀三年十月淺〜〜 淺に
云こと脱 **鰐口** 銘に大日本國尾州愛智郡熱田神宮寺本宮田秦傾倒之期辱右
附〜〜 大臣豊臣朝臣秀頼公再興旗慶長十一丙午九月吉祥日片桐東
市正且元奉之の 本堂の乾の方にあり **鎮守弁才天社**
文字を彫り 鰐口今亀井山圓福寺にありて銘ハ本堂の鰐口と同〜〜慶長十一
に〜〜〜〜〜〜 年再興神宮寺宝塔の文字〜〜裏に正徳元年以代金求之〜〜脱 **多寶塔跡** 今の不動堂ニ古迹
重塔跡常行堂跡輪蔵跡等 **修正會** 正月五日の夜ことと行ふ俗に大茅所の鬼祭
古跡甚多〜〜〜〜〜〜〜〜 〜〜〜〜〜〜〜〜

[illegible]

泪川 清雪門のあるなり厚覺寺にあり[illegible]今也[illegible]

弓頭山秋月院 田島山法華寺[illegible]

秋月院 桂秀大姉[illegible]男に重吉ハ織田信秀に[illegible]

野地[illegible]

[illegible]

[illegible]

南新宮
大福田社
日割社

寒中夜参百首

日割の社

如蘭

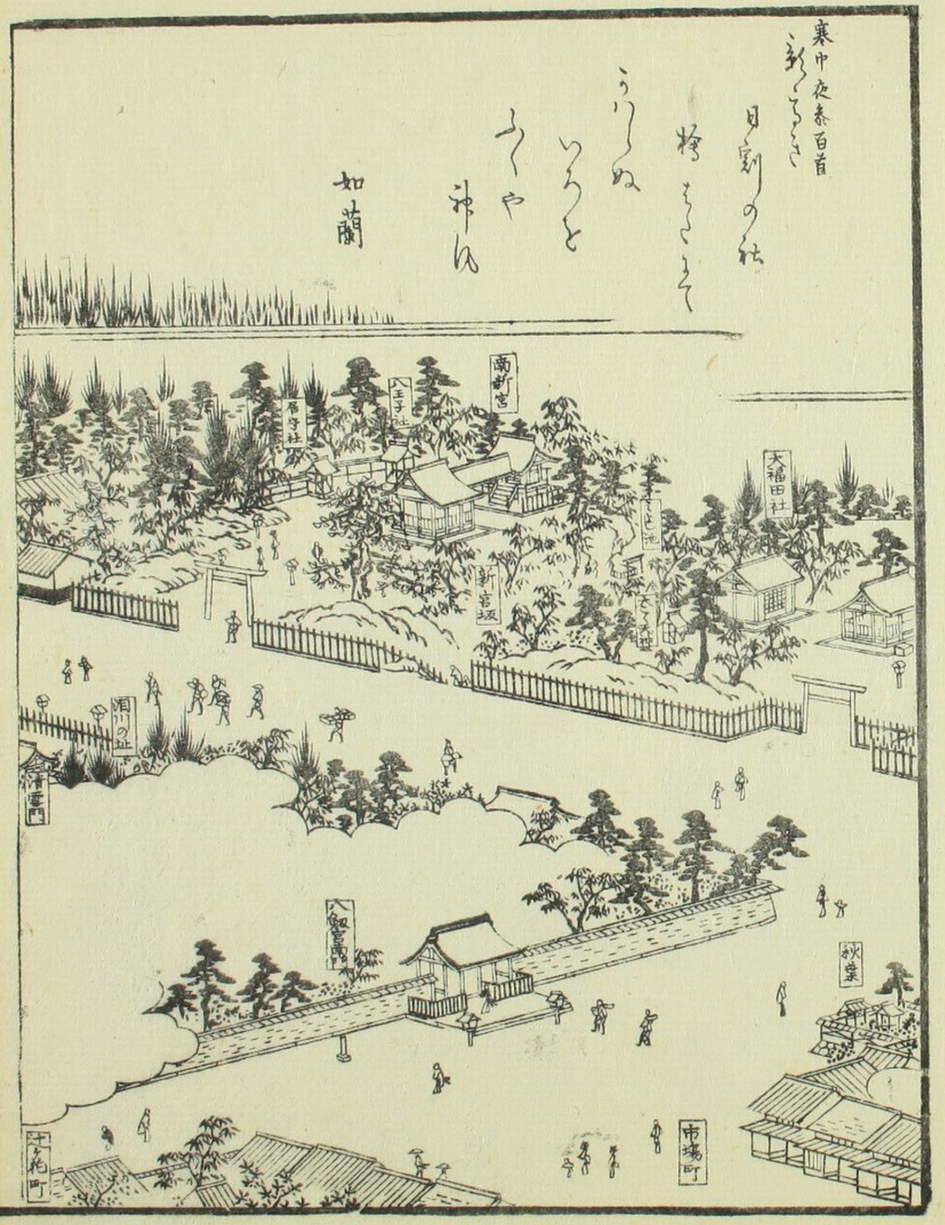

南新宮祭

大山車樂

大山ハ上段ハ小社の形ありて
うしろまゝる五尺の大松と
立次の段にハ四〇〇の
人形とおーかうとを
あしらひて大山ハ
七段に
組上小社
の段より下段まで
高さ十二尺余
車の輪ハ口四尺五寸
厚サ一尺一寸ゝ人形各七尺位又
四段目此樣に大鯛の造りあと
五段目ハ大蛇の造りあと
つゝく下段の方にハ軸ハ
長き丸太を立つらねて引綱の
金造とおぼし　同く太ち
うしろハ長ちゝいふ力者あり
あれおもしろん車ハ遊遠とおす

尾張名所記
時まつりに
人と
わらの
ゆめ

まゝ大山と引綱の太サ二尺
長五十尺ありて又車樂ハ上段
小幕とゝろく山形と組を其上に
屋休ありて申樂の人形とを
上ハ松と走下にハ桃のはゝを
花とき手　屋形ハ正面ハ青
右方とかざりうり中段四隅の
柱ハ〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
且大山の
高さハ

右方ハ〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇

年十二月壬午尾張國日割御子神孫若御子神高座結御子神
惣三前奉預名神並熱田大神御兒神也と凡〳〵神名帳頭注に
尾張國年魚市郡日割御子　日本武五男武鼓王也と志ろせ
境内南北方に氷上神社遥拝所の鳥
居ありて本社は勿論大宮村にあり

尾張名所圖會卷之三　終

畫之部
深川忠豊全撰